

「東京都気候変動対策方針」に関する  
ステークホルダー・ミーティング  
(意見交換会)

平成20年1月17日(木)

東京都環境局環境政策部

「東京都気候変動対策方針」に関するステークホルダー・ミーティング  
(意見交換会)

日 時：平成20年1月17日(木)

午後 5時30分～8時40分

東京都庁第一本庁舎 5階 大会議場

1 主催者挨拶

環境局環境政策部長 加藤英夫

2 施策の検討状況について

3 意見交換

(配布資料)

- ・「東京都気候変動対策方針」に関する第3回ステークホルダー・ミーティング(意見交換会)参加者名簿
- ・座席表
- ・資料1・・・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)の改正について(中間のまとめ)
- ・資料2・・・「10年後の東京」への実行プログラム【PR版と全体版より抜粋】
- ・資料3・・・第2回ステークホルダー・ミーティングに寄せられた追加意見
- ・資料4・・・第3回ステークホルダー・ミーティングに寄せられたご意見
- ・資料5・・・「東京都気候変動対策方針」に対する要望
- ・資料6・・・第2回ステークホルダー・ミーティング以降にいただいたご意見等に対する都の考え方
- ・資料7・・・第3回ステークホルダー・ミーティング：新・7つの論点  
～CO<sub>2</sub>削減義務をめぐって～
- ・資料8・・・「EU域内排出量取引制度(EU-ETS)」に関する論点について
- ・資料9・・・「EU域内排出量取引制度(EU-ETS)」と「都制度案」との比較

○事務局（小沼副参事） それでは定刻になりましたので、ただいまから「東京都気候変動対策方針」に関します第3回ステークホルダー・ミーティングを開催いたしたいと思います。

私、事務局を務めております環境局環境政策部の小沼でございます。どうぞよろしくお願い致します。

本日のステークホルダー・ミーティングでございますが、「気候変動対策方針」で提起いたしました政策や取り組みにつきまして事業者団体、環境NGO、専門家の皆様方から幅広いご意見を出していただくことで、今後の施策形成に活かしていくためのものがございます。

本日、第3回目を迎えます。第1回目を7月、第2回目を10月に開催させていただいたところがございます。その際の資料及び議事録の方は東京都のホームページにも掲載されているところがございます。本日、事前にご案内いたしましたとおり、会議の方は公開で開催いたします。ご了承願います。

それでは、開会にあたりまして環境政策部長の加藤よりごあいさつ申し上げます。

○加藤環境政策部長 環境局環境政策部長の加藤でございます。どうぞよろしくお願い致します。

本日は、大変皆様お忙しい中、第3回ステークホルダー・ミーティングにお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今、司会の方からもありましたとおり、昨年6月に「東京都気候変動対策方針」策定以降、7月、10月とステークホルダー・ミーティングを重ねてまいりました。この中では、気候変動対策における東京都の基本的考え方、またこの方針を具体化するにあたりまして、大規模事業者に対するCO<sub>2</sub>削減の義務化、あるいは排出量取引といった具体的な施策について、熱心なご議論をいただいたところがございます。

この間、このステークホルダー・ミーティングの場以外でも、各界から貴重な意見を賜りましてまことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおりかと存じますけれども、昨年末には東京都環境審議会から環境確保条例の改正についての中間のまとめの報告をいただきまして、現在今月の25日を締め切りとして、パブリックコメントを実施しているところがございます。

また、一昨年末になりますけれども、21世紀の新しい都市モデルを構築する都市戦略として、「10年後の東京」を公表したところがございますけれども、これの具体化をするための「10年後の東京」への実行プログラム2008」を昨年末に策定したところがございます。

この中には、もちろん環境先進都市に向けてのいろいろな施策が盛り込まれているもので

ございます。この2つにつきまして、本日は皆様方にご説明させていただきたいと思っております。

ここで、ちょっと世界に目を向けますと、昨年につきましては十分ご承知のとおり I P C C の4次報告書の発表、あるいはバリ島での C O P 13、そのほか地球温暖化対策に関するさまざまな国際会議が開かれまして、この1年間で世界の温暖化に対する動きは急速に早まった、深まったというふうに考えているところでございます。

年が明けまして、京都議定書における第1次約束期間が始まったところでございまして、さらに夏には洞爺湖サミットということで、各国の取り組みがまた一段と強化されているところでございます。

こうした動きを受けまして、国におきましてもようやく本格的に温暖化対策に取り組み始めたというふうに思っております。こうした中、東京都は世界有数の大都市として、また日本の首都東京として、先進的な施策についてリーダーシップを発揮していかななくてはならないというふうに考えているところでございます。

本日を含めました皆様方の建設的で実りある活発なご議論によりまして、東京都が提起しております施策につきまして、幅広い観点から検討を深めていただきまして、私どもといたしましては、こうした議論を十分に生かしまして、都の施策についてより一層説得性のある、そして実効性のある施策にしてまいりたいというふうに考えております。

ということで、本日も活発なご議論をよろしく願いいたします。簡単でございますけれども、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。○事務局（小沼副参事） それでは、初めに、本日の資料の方を確認させていただきます。

会議次第に続きまして参加者名簿、座席表、そして資料1としまして、環境確保条例の改正についての中間まとめということでご用意させていただいております。

資料2としまして、「10年後の東京」への実行プログラム、こちらのPR版、全体版、冊子になったものでございますけれども、そちらからの抜粋版ということできょうは用意させていただいております。

それから、資料3でございますが、第2回のステークホルダー・ミーティングの際に、終わった後に追加意見ということいただいたものでございます。東京都のホームページの方でも公開させていただいておりますが、本日改めてお配りさせていただいております。

それから、資料4につきましては、本日第3回に向けまして、各ステークホルダーの皆様から寄せられたご意見を配付させていただいております。

それから、資料5でございます。日本経済団体連合会を初め、ほか14団体の皆様方から「東京都気候変動対策方針」に対します要望ということで、東京都知事あてに文書が出されております。本日、こちらを配付させていただいております。

それから、資料6でございますが、第2回ステークホルダー・ミーティング以降、それぞれの各ステークホルダーの皆様からいただいたご意見に対しまして、都の考え方を相対で示した表として一覧で載せてございます。

それから、資料7としまして、その中でも大きな論点、あるいは共通の論点となりそうなところ、また新たな新・7つの論点ということで、資料を用意させていただいております。

それから、資料8としまして、EU-E TSに関する論点。

そして、資料9としまして、EU-E TSと都制度案との比較ということで、資料を用意させていただいております。

資料につきましては以上でございます。何か不足等ございましたら、事務局の方にお申し付けいただきたいと思っております。

なお、本日本来ですと、ご出席いただいておりますステークホルダーの皆様方ご紹介申し上げるところでございますけれども、時間が限られておりますので、先ほどのお手元の出席者名簿により紹介にかえさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

進行につきましては、前回に引き続き、東京大学大学院工学系研究科、花木啓祐教授にお願いしております。これより進行の方を花木先生にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○司会（花木教授） 皆さん、こんにちは、花木です。きょうも活発な議論をぜひお願いしたいと思っております。

先ほど、環境政策部長からお話がありましたとおり、温暖化をめぐる世界の動き、日本の動きというのが非常に急速になっております。私も、たまたまCOP13の直前に潘国連事務総長が主催する世界学長会議というのがニューヨークで開かれまして、そこに出たわけですが、彼が言うのは、IPCCの報告書で科学者は既に意見を述べたと。次は、意志、特に政治的な意志の問題なんだということを非常に彼は強調していたのが印象に残ってまして、まさにそのとおりで、今月またダボスで会議がございますけれども、そこでさまざまな分野のトップの人間が議論をすると。それは、ある種、意志を強く持たないとなかなか前へ進まないということのあらわれだろうと思っておりますけれども、きょうこの会議はどういう形で意志を反映していくかということを、皆さんそれぞれの立場からご議論いただきたいとい

うふうに思っております。

先ほど少し予告がございましたけれども、きょう議論するものは、1つは環境審議会で検討された条例の改正事項、それから10年後の東京への実行プログラムに位置づけられた施策というのが出てきております。そして、ステークホルダーの皆様方からいただいたご意見、ご質問についての論点ペーパーというのは、皆さんのお手元の資料にかなり詳しいものがございまして、それをご説明いただいて、その後、皆様からご議論いただきたいというふうに思っております。

それでは、非常に限られた時間でございますけれども、今申し上げた順番でまず説明をしていただいた後は、自由に議論ということで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、いっぱいある資料ですが、資料1からまずご説明をお願いいたします。

○事務局(小沼副参事) それでは、資料1の方から説明をさせていただきます。

本日、ご用意させていただきました資料1でございますが、今ほどありましたとおり、東京都環境審議会でご議論いただいている環境確保条例改正事項につきまして、昨年12月21日になりますが、中間のまとめという形で都に報告されたものでございます。

環境審議会におきましても、このステークホルダー・ミーティングにおける議論、これについては関心が高いところでございまして、議論の経過につきまして随時報告させていただいております。

お手元の資料1をごらんいただきますと、まず概要版と本編とございますが、本編の一番後ろの方、ピンクのところからが資料編になっておりますが、その資料の1ページ、こちらの方に審議会の審議経過というのを載せさせていただいております。

また、今後の予定でございますけれども、ただいまパブリックコメントを1月25日までの予定で実施しておりまして、その後審議会で議論を進め、平成19年度中に答申をいただく予定となっております。

それでは、概要版の方で内容の説明させていただきます。

初めに、東京が気候変動に取り組む意義といたしまして、3つ掲げているところでございます。

1つは、気候変動のもたらす脅威、それから都民を守る、そして東京の持続可能な発展を可能とすること。2つ目としまして、低炭素型社会を実現し、新たな都市モデルとして世界に発信すること。そして3つ目としまして、国にかわって実効性ある具体的な対策を示すと

いうところでお示しをしているところでございます。

それから、次の今回の条例改正検討の視点でございますけれども、こちらにつきましては、条例改正による制度構築、これは1つは総合的な気候変動対策の一環であること、一つであると。そして、これまでの都の経験を踏まえた制度としていくこと。そして、今回の制度検討に終わらずに、今後も不断の検討を重ねるということとしております。

また、条例改正にあたっての基本的考え方といたしましては、産業・業務・家庭・運輸、そういったあらゆる部門において、あらゆる主体がCO<sub>2</sub>削減に取り組む。

そして、東京のCO<sub>2</sub>排出削減、これの実態を踏まえて、そして削減ポテンシャルを踏まえて、都の特性に合った削減対策を講じていく、こういうことをしております。

資料の方をおめくりいただきますと、それぞれ個別の新たな条例規定事項の概要というのが載っております。順次、簡単ではございますが説明させていただきたいと思っております。

1が、地球温暖化対策計画書制度の強化ということで、排出等の削減義務と排出量取引制度の導入でございます。こちらにつきましては、ステークホルダー・ミーティングでもご説明させていただいたところでございますけれども、別紙として制度のイメージを今回添付させていただいております。担当の方から説明させていただきたいと思っております。

○事務局（千葉主査） それでは、別紙によりまして「地球温暖化対策計画書制度」の強化のイメージについてご説明申し上げます。

まず、左側でございます。第1に、制度設計の基本的考え方についてですが、第1に、本制度の最大の目的でございます総量削減を確実に達成する仕組み、第2に、これまで先駆的、積極的に削減を進めてきた事業者が評価される仕組み、第3に、削減義務の履行にあたりましては、各事業所みずから削減いただくことを基本といたしますが、それを補完する手段として実質的な排出量の削減を可能とする削減量の取引の仕組み、第4番目といたしましては、省エネ技術や再生可能エネルギーの導入を促進することにより、需要の拡大とさらなる技術革新を推進するなど、東京の都市活力を高め、長期的な成長を可能とする仕組みとしてまいりたいと考えております。

こうした4つの基本的考え方を踏まえまして新制度の概要についてご説明申し上げます。

対象事業所でございます。温暖化ガスの排出量が相当程度大きい事業所として、現行制度の対象事業所を基本に検討してまいります。

また、テナントビルにおけます特徴的な事情を考慮すべきとのご意見を踏まえまして、対象事業者内のテナント事業者の取り扱いにつきましては、ビルオーナーの総量削減義務等の

履行に協力する義務規定を設けるなどについて検討してまいりたいと考えております。

新たな制度の開始は、現行制度の計画期間終了後の2010年度を予定しております。早期の取り組みを促進していくため、5年程度の計画期間を想定いたしますが、計画的な省エネ設備投資などの実施を促進していくためにも、同時に2020年など中期的に必要な削減レベルもお示ししたいと考えております。

対象事業者の主な義務は2つございます。

1つは温暖化ガス排出量の削減義務、2つ目は計画書等の提出・公表の義務でございます。

削減のベースとなります排出量につきましては、現行制度における事業者の皆様への削減実績が反映されるよう、2002年度以降のいずれかの複数年度の温暖化ガス排出実績の平均値としていくことなどを検討しております。

また、削減義務水準の設定にあたりましては、設備更新など削減対策の実施による対策の余地等と都の温暖化ガス削減目標の達成という2つの観点から検討してまいりたいと考えております。

なお、特に高効率な機器を導入しているなど対策がトップレベルにある事業所には、削減義務水準の軽減を行うことや現行制度期間中での総量削減の実績が反映されるような仕組みにするなど、これまで積極的に取り組んできた事業者の皆様が評価されるように対応してまいりたいと考えております。

削減義務の履行手段でございますが、まず第一に自らの事業所で削減していただくことを基本とさせていただきます。その上で、これを補完する手段として、他の対象事業所が義務量を超えて削減した量や、都内の中小規模事業所が省エネ対策の実施により削減した量、グリーン電力証書の活用など、他者が実施した対策による削減量の取引を行うことにより、義務を履行することを可能とする仕組みとしたいと考えております。

削減義務の達成手段は、自主的に選択できるようにいたしますが、都といたしましても効果的な削減対策事例集を提示するなど、引き続き事業者の皆様の対策を支援してまいります。

資料の右側でございますが、新たな制度の主な手順のフローを記載させていただいております。

まず、対象事業所の皆様へ削減義務履行に向けた対策とその実施計画などを、削減対策計画書として作成・公表いただきます。都は事業者の皆様の対策をバックアップ等も行い、事業者の皆様へ義務履行に向けた計画的な対策を順次、推進いただき、毎年温暖化ガス排出量の状況を都に対して進捗状況報告書として提出、公表いただきます。計画期間終了後には、

結果報告書を作成・公表いただきまして、都は、義務履行の結果の確認をさせていただきます。

最後でございますが、本資料の左上部を改めてごらんください。

これまでの都の取り組みについて記載をさせていただいております。都は2000年に環境確保条例を制定することにより、地球温暖化対策計画書制度を創設いたしました。温暖化ガスの計画的削減を推進するためには、まず自らの排出量の把握を始める必要があるということで、第1段階といたしましては、排出量の把握し、事業所みずからで削減対策を計画化する制度を3年間実施いたしました。

次に、第2段階として、事業所の皆様の自主的取り組みを一層推進していくため、都が選定した一定の対策の実施について、都は指導・助言し、積極的な事業所を評価・公表する仕組みを2005年度から運用いたしております。

今回、都が提案しております制度は、こうしたこれまで5年間におけます事業所の皆様の自主的取り組みの推進の実態、都の経験などを踏まえまして、ご提案させていただいているものでございます。

ご説明は以上です。

○事務局（小沼副参事）それでは、引き続きまして、先ほどの条例改正の概要版の方にお戻りいただきまして、2の中小企業事業所の地球温暖化対策推進制度の創設でございます。

大規模事業所でのCO<sub>2</sub>削減の取り組み、これに加えまして、都内約70万の中小企業事業所でも取り組みが重要だということから、簡単にCO<sub>2</sub>排出量を把握でき、具体的な省エネ対策を実施できる任意提出制度というのを構築したいと考えております。

また、下の方にありますけれども、チェーン展開など複数の事業所を持つ法人、こちらの方で一定規模以上の場合には、届出義務ということで考えてございます。

3としまして、地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度の導入でございます。大規模開発、そういった場合には大量かつ高密度なエネルギー需要が発生するというので、右の上の方になりますが、現行の地域冷暖房計画制度、こちらの方を発展させまして、開発の早い段階からエネルギーの有効利用計画を策定して、そして低CO<sub>2</sub>型の都市づくりを推進する、こういったものでございます。

4番の建築物環境計画書制度の強化でございます。これにつきましても、前回のステークホルダー・ミーティングでご説明させていただいた制度でございますが、現行制度の対象拡大、そして再生可能エネルギーの導入検討義務、あるいは省エネ性能の最低基準の設定と義

務化など大規模建築物の新築、こういったものを対象に環境配慮の一層の強化を図っているものでございます。

右の下の方の5番、家庭用電気機器等に係るCO<sub>2</sub>削減対策の強化でございますが、家庭における省エネ対策、この強化のために、都民にCO<sub>2</sub>節減、省エネ機器の設置努力義務を導入する。そして、省エネ機器の普及促進という観点から、知事の情報提供義務を導入するものでございます。

おめくりいただきますと、次が6の自動車から排出されるCO<sub>2</sub>の削減対策の強化でございます。これまで、低公害車の普及促進としまして、大規模事業者への低公害車導入義務等を推進してきたところでございますが、このたび低公害車の規定、これを低公害かつ低燃費な自動車というふうに改めるものでございます。

また、新たな規定としましては、環境に配慮した運転、いわゆるエコドライブでございますが、その推進に努める点、そしてバイオガソリンなどCO<sub>2</sub>削減に寄与する自動車燃料の製造販売使用など努力義務導入を入れるということでございます。

また、現在30台以上自動車を使用する事業所につきましては、自動車使用の合理化など計画書制度というのがございますが、このたび自動車を使用する事業者に加えまして、交通需要そのものが発生するような買主・売主、こういったところに着目しまして、物流の効率化、こういった取り組みを求める新たな計画書制度の導入、さらに自動車利用合理化の努力義務を導入するものでございます。

最後の7の省エネ型ボイラーの普及拡大でございますが、現在大気汚染対策として行っております低NO<sub>x</sub>燃焼機器認定制度、これにCO<sub>2</sub>削減の観点を加え、低NO<sub>x</sub>、低CO<sub>2</sub>機器の設置に努める努力の普及拡大を目指すものでございます。

最後に、今後の気候変動対策の展開ということで、国や他の自治体との連携、調整、さらには取り組み状況、あるいは社会経済状況などの変化を踏まえて制度の検証と見直し、また多様な手法により気候変動対策の具体化を図るということでまとめてございます。

以上、現在環境審議会で議論いただいている中間まとめとしていただいたものの概要の説明でございました。

○山下環境政策課長 それでは、私の方からは、資料2ということで、先ほど冒頭のあいさつにもございましたが、「「10年後の東京」への実行プログラム2008」につきまして、簡単にご説明申し上げます。

昨年12月21日でございますけれども、「「10年後の東京」への実行プログラム2008」と

いうのを東京都は出させていただきました。

資料でとじてあります、横向きの資料が3枚ございますが、これは都民の皆様簡単に私どもの考え方を理解していただくためのPR版という形で概要をお示ししているものでございます。それ以降の縦書きの資料が全体版ということで、さらに詳細についてデータも交えて説明するものでございます。本日は、資料2というのは、そのうち環境の部分につきまして抜粋したものでございます。時間の関係もございますので、横書きのPR版に基づきまして概要を説明申し上げます。

ただいま、環境確保条例の改正についての説明がございましたが、もちろんそうした条例に基づく施策以外に、予算等を使った事業も非常に重要であるというふうに考えてございます。

1ページ目として、経済活動・家庭生活の低CO<sub>2</sub>化を本格スタートというところでございますが、事業所に関しては、先ほど申しました条例改正による総量削減義務制度もございますが、それ以外に中小規模事業所に対しては、金融あるいは知識の面でも対策を促進していくということで、新しいところでは私どもが中小規模制度融資を行っておりますが、これに関しては省エネ対策をきちんとメニュー化して、使いやすく低利で企業の皆さんが借りられるような制度を20年度から開始してまいります。

また、今まで行っていた省エネ機器の知識の普及につきましても、充実をして引き続き継続をしていくというものでございます。

また、家庭対策でございますが、右側でございますとおり、東京都は再生可能エネルギーを10年後までに飛躍的に拡大していくという姿勢を示してございますが、具体的には住宅用の太陽光発電設備、あるいは太陽熱の設備等を3年間で4万世帯に導入していきたいということで、中ほど、写真の隣にも書いてございますが、東京都が環境価値を一括買い取るような視点を踏まえた仕組みを、20年度に制度構築をして、21、22年度で設置促進を図ってまいります。

また、高効率給湯器等の普及拡大策も創設をします。20年度に制度構築をして、21年度から具体的な施策を開始してまいります。

1枚お開きいただきまして1ページ目、先進的な省エネ技術による低CO<sub>2</sub>型都市づくりをごらんいただければと思います。

大規模都市開発での削減対策というのは非常に重要でございます。東京都といたしましては、都市開発諸制度を活用して、これに関しても先進的開発でリードするという意味で一定

レベル以上の省エネ性能を条件化してまいります。

また、計画段階からの誘導ということで、エネルギー有効利用の計画制度についても導入してまいります。

また、これは条例にも関係しますが、個別建築物対策の強化ということでの建築物環境計画書制度の強化でございます。

また、都庁みずからが率先行動を行うということで、建物についての省エネ仕様を設けまして、これを都施設の新改築については全面適用していくとともに、緑の充実が重要であるということで、屋上緑化、壁面緑化、あるいは駐車場などの隙間緑化を含めたあらゆる都市空間の緑化を推進していくというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、都民・企業と協働して低CO<sub>2</sub>型自動車社会を実現ということでございますが、いわゆる運輸部門のCO<sub>2</sub>削減も非常に重要な課題というふうに考えております。東京都といたしましては、技術革新による大幅なCO<sub>2</sub>削減ということで、自動車の単体対策につきましては、民間企業の方で行われている次世代の環境対応車については積極的に、都の事業者が導入されるような施策を講じるということで、低燃費の自動車を優先的に導入するルールの設定をしていきたいというふうに考えております。

また、都庁みずからが率先行動を起こしまして、そうした自動車の導入を積極的に促進していくということでございます。

また、単体対策とは別に、環境に配慮した交通施策の推進でございますが、貨物輸送に対する取り組みの強化のほかに、燃料についてもバイオ燃料の利用促進でありますとか、エコドライブの推進ということで、これも呼びかけにとどまらず、中小企業の事業者に対しては、支援機器の導入についても補助施策を設けるなどの促進策を展開してまいります。

また、新宿地区など具体的な地域地域で環境交通施策ということで、配送の合理化でありますとか、循環バスやパーク&ライドなどを使ったモデル事業を20年度から具体的に展開してまいります。

最後に加えますと、三環状を初めとした首都圏の主要な幹線道路の整備によって渋滞を解消し、それに伴う自動車からのCO<sub>2</sub>を削減していくということでございます。

資料2の説明は以上でございます。

○大野都市地球環境部長 では、続きまして私の方からご説明申し上げます。都市地球環境部長の大野でございます。

資料3、4、5でございますけれども、資料3と4は、10月の第2回の会議後にいただき

ました意見でございます。資料5は、経団連を初めとしまして15の団体の皆様から東京都に提出されました要望書でございます。たくさんのご意見をいただきましてまことにありがとうございました。これらのご意見につきましては、前回同様、資料6の方に一問一答形式でお答えをさせていただいております。なお、資料6には、今回のご意見だけではなくて、第2回ステークホルダー会議にいただきましたご質問で、時間の関係などで十分にお答えできなかったものにつきましても、お答えをあわせて記載させていただいております。

本日は、皆様のご質問についてのお答えの主要なポイントを、前回同様、資料7に新・7つの論点としてまとめさせていただいておりますので、これをご説明させていただきます。今回は、経済団体の皆様のご意見を集約しております資料5のお答えを中心に作成させていただきました。

なお、今回の経団連等の内容に関しましては、ヨーロッパの排出量取引制度EU-ETSにかかわるものが大変多くなってございます。したがって、これに関しましては別途資料8としてまとめておりますので、それも後でご説明を申し上げます。

それでは、最初に資料7の1ページをお開きください。

まず第1番目でございますけれども、「排出量の割り当ては、実質的に事業者の事業活動水準を行政が決定するものである。譲渡可能な財産である排出権の配分は、富の分配や競争条件に直接影響する」というご意見でございます。

これに関する都の考え方でございますけれども、まず最初の■がございしますが、削減義務率の設定は客観的なルールで行うということでございます。削減義務率は、行政が恣意的に設定するものではございません。設定にあたりましては、対象事業者の皆様のご意見をお聞きするとともに、省エネの専門家などにより第三者検討会を設置いたしまして、客観的なルールを作成いたします。

次に2つ目の■ですが、削減義務を課しましても、それは事業活動の決定を意味しないと考えております。既に我が国におきましても多くの電機メーカーや自動車メーカーなどが、事業の拡大を目指しながら総量削減目標を決めております。右の図表1-1にございますが、幾つかの企業等がこうした目標を決めております。これまでも、事業活動は環境保全だけでなく、消費者保護でございますとか、さまざまなルールのもとで行われてまいりました。気候変動の危機が迫り来る中で、削減義務の導入はCO<sub>2</sub>の排出に関する新しいルールが加わるというものでございまして、行政が恣意的に統制を加えるというものとは違うと考えております。

右側の方に、図表1-2ということでアンケートをそえました。これは、東京新聞の本年の1月4日付のものでございますが、国内の主要214社に、国内排出量取引制度の導入についてのアンケートを実施したものでございます。この中で見ますと、賛成が39.4%、反対が36.6%ということで、企業におかれましても賛成の方が上回っているという状況でございます。新しいルールづくりが必要という理解が広がっているものと思っております。

最後でございますが、売却可能なのは事業者の努力で生み出される削減量であるということです。都の提案は、排出量を配分するというものではございません。削減義務の設定であります。売却ができますのは、削減義務を上回って削減した量でございます。これは行政が配分したというものではなくて、事業者みずからの努力で生み出されるものであります。

2ページをごらんください。

第2の論点は、公平・公正な削減義務水準の設定というものでございます。寄せられたご意見は、営業活動の実態でございますとか、エネルギー効率が業種間や企業間で異なる中で、公平・公正な削減水準の決定は困難である、都からは具体的な提案がない、ということでございます。

これにつきまして、前回も同じご趣旨でご質問いただきましたが、改めてお答え申し上げます。都の方の制度案は、業種や事業所の特性、これまでの削減実績等を考えて、公平性に配慮したものを考えております。

最初の■でございますが、規制に限らず、何らかの社会的な仕組みを導入するにあたりましては、公平性や公正さの確保が重要なことは言うまでもございません。問題は、今回の削減義務の設定に関しまして、どういう点で配慮が必要かということでございます。4点に整理をしました。

第1は、業種や事業所ごとの特性への配慮、第2に、これまで積極的に削減を進めてきました事業所への配慮、第3は、建物や設備の省エネ性能、運用面での取り組みが特にすぐれた事業所への配慮、第4は、事業所によりまして、単位あたりの削減コストを大きく違わなくするという配慮、この4点が必要かと考えております。

これに対しまして、中間のまとめで具体的に提案いたしましたものは、まず第1の業種や事業所ごとの特性への配慮でございますが、各事業所の実績排出量を削減義務の基準にいたしますので、この中にそれぞれの業種や事業所の特性への配慮が入ってくると考えております。第2に、これまでの実績への配慮でございますが、新制度での削減義務の基準年度を過去の時点におきますので、この中でこれまでの削減量も新たな削減義務の履行分として算入され

るということになります。第3は、取り組みが特にすぐれた事業所への配慮でございますが、これについては削減義務率の軽減などの配慮を行います。第4は、単位あたりの削減コストの違いへの配慮でございますが、これにつきましては、他の事業所等の削減量の買い取り制度を導入するというによりまして、事業所がみずからの判断で、コスト的にも最も有利な手段が選択できるようにするということでございます。

削減義務の設定にあたって必要な配慮については、この制度の中に入っていると考えております。

続きまして3ページをごらんください。

第3の論点は、削減義務と技術革新の関係でございます。寄せられたご意見では、排出権購入で、削減義務を果たせる仕組みは、技術開発意欲を減退させる、また技術革新の原資を奪う、ということでございます。

これに対しまして、1つ目の■でございますが、私どもは削減義務の導入で最新の省エネ機器の導入を拡大し、技術革新も促進すると考えております。

また、削減量の購入は、逆から見れば削減量の売却でございまして、積極的に削減に取り組んだ企業がメリットを受けられるということになりまして、より一層に需要が拡大し、技術革新も進むと考えております。

これに関しまして、現状の調査をいたしました。残念ながら、都内の事業所では最新の省エネ技術が十分に活用されていないという状況でございます。

右側の図表3-1をごらんください。第2回目の会議におきましても、熱源の冷凍機につきまして、同様の表を掲げさせていただきました。今回は、昨年10月に対象事業者の方にご協力をいただきまして、437事業所からご回答をいただいて集計をしたものでございます。ここでは、シェードのかかっているのが、設置してから15年以上経過をしているものがどの程度あるかということでございます。熱源のボイラー、ポンプ、照明の蛍光灯、空調機、ファンにつきまして記載をしてございますが、2007年現在の時点においても、4割から物によっては5割近く、15年以上経過したままであるということがおわかりいただけるかと思えます。

今回の制度は2020年までを視野に入れますので、そうしますと当然15年以上に、ほとんどがかかってきます。中間年につきましても、相当の部分で15年以上経過するというところでございますので、これらについて更新の余地が相当あると考えております。

また、本文のところに帰っていただきまして、熱源機器メーカーに都がヒアリングをした

ところ、発売されています機器のうち、標準レベルに比べまして効率が大幅に高い機種の占める割合は、おおむね1割から3割程度との事例がございまして、最新の省エネ機器が全面的に導入されていないということがわかっております。

そういった技術を活用して削減を図るとともに、省エネの需要を掘り起こし、新しい機種の需要を掘り起こしていくということが必要かと思えます。

最後に、一方、石油精製プラントでございますとか、発電所、製鉄所などの場合には、大幅なCO<sub>2</sub>削減には既存の技術は不十分で、新たな技術開発が必要な場合もあると考えます。ただ、こういう施設は都の制度の対象にはございません。我が国のすぐれた省エネ技術が、今後とも世界の温暖化対策に活用されるべきであることは当然でございまして、今後全国的な削減義務制度を設計する中で、具体的な対応が検討されるべきであると考えております。

4ページをごらんください。

第4の論点は、全国、世界レベルでの対策との関係でございまして。いただきましたご意見は、企業は、全国的な視点で生産・流通拠点を最適化している。東京都独自の排出削減義務は、対策の効率性を損なう。結果的に全国レベル、世界レベルでの排出量が増加する恐れがある、というものでございます。

これに対しまして都の考え方は、1つは、国のおくれを理由にして東京都の取り組みをおくらせることはできないということでございます。本来、温暖化対策は、世界全体でCO<sub>2</sub>削減の枠組みを決めまして、各国ごとの削減目標に基づいて、国全体で整合性をもって行われることが最も望ましい、あるべき姿であると考えます。

しかしながら、現状では2020年に向けた世界全体の目標も決まっておらず、日本の削減目標も決まっておらず。これを理由に、東京の取り組みをおくらせるわけにはいかないと考えております。気候変動の危機を回避するためには、その意思を持った企業、自治体、団体等が率先して必要な施策を開始し、世界全体の削減努力を牽引するということが必要と考えております。

これまでの環境施策の歴史を見ましても、東京を初めとしまして地方自治体の先駆的な施策が、我が国全体の対策の強化を先導してまいりました。東京の企業と自治体が率先して、具体的な排出削減対策を強化することが、日本全体の気候変動対策の強化にもつながると考えております。

ちなみに、図表4-2は、アメリカの各州の削減義務と排出量取引制度の拡大を示しておりますが、制度の導入を決定した州と、検討を進めている州は合計で24州に上っているとい

う状況でございます。

一番最後でございますが、都の提案は、全国レベルでの削減を牽引するものでございまして、全国レベル、世界レベルでの排出量増加を招くという批判は、これまでの環境施策の歴史を無視した議論ではなかろうかと考えております。

5ページでございます。

第5の論点は、都市活力と削減義務の関係でございまして、寄せられたご意見は、排出枠の設定は、事業活動が活発な事業者の制約要因になる一方で、顧客の支持を得られなかった事業者の損失を補てんする、努力する者が報われず、都市の活力の原動力をそぐ、というものでございます。

私どもの考えでございますが、これからは企業経営に必要という理由で、CO<sub>2</sub>を無制限に放出することは許されないと考えております。これからの企業には、顧客からのニーズにこたえて事業活動を活発化させる場合にあっても、CO<sub>2</sub>の排出削減が求められるということだと思います。先ほどもご紹介しましたが、電機業界などにおきましては、主要なメーカーが次々に事業活動の拡大を目標として掲げながら、総量削減の目標を掲げているということでございます。

また、都市に関しましても、今後先進国には京都議定書のレベルを超える大幅な排出削減が求められるということは確実だと思っております。こうしたCO<sub>2</sub>の排出制約の時代に、東京をいち早く対応させることが、東京の都市活力を維持することにつながると考えております。

なお、事業所の排出量の減少が、単に企業活動の縮小によって起きる場合には、これは省エネ投資等の積極的な活動につながりません。このため、環境審議会の中間まとめでは、削減対策に寄らずに事業活動が極端に減少したことで、排出量が大幅に減少した事業所が、過大な削減量売却益を得ることがないように仕組みも検討するとしております。

なお、一番最後でございますが、都の制度案は、制度開始後に建設され新たに対象となる事業所につきましては、床面積あたりのCO<sub>2</sub>排出量などをもとに基準排出量を設定いたしますので、都市開発を阻害するということはありません。

右側の図表5-2として、世界の都市が決めているCO<sub>2</sub>の削減目標を掲載しております。

6ページをごらんください。

6番目は、テナントビルにおける温暖化対策でございます。寄せられましたご意見は、テナントビルの排出原因は、テナント事業者の活動そのもので、ビル所有者に責任を負わせる

ことは合理性を欠く、テナント構成の変化に伴い排出量が大幅に増加することがある、というものでございます。

これに対しまして私どもは、ご意見を踏まえまして、テナントの協力が得られる仕組みづくりでございますとか、テナントの大幅な変更に対応する措置などを検討していきます。

まず、テナントの協力が得られる仕組みづくりでございますけれども、業務部門の集中する東京におきまして、テナントビルでの温暖化対策は非常に重要な課題でございます。

具体的には、①でございますが、テナント事業者に対するビルオーナーの温暖化対策への協力義務を設けたいと思っております。

②でございますが、テナント事業者の協力を担保する措置として、必要に応じて都が直接指導・助言をしたり、さらに不十分な場合には勧告や氏名の公表を行ってまいりたいと思っております。

③でございますが、テナントの本社を巻き込んだ対策を推進する仕組みづくりということでございまして、中小規模事業所を所有する大企業には、中小規模事業所の省エネ報告書の一括提出を義務づけます。これによりまして、テナントの本社も巻き込んだ対策を推進していくということを考えております。

それから、次の■でございますが、テナントビルでは、テナント事業者の入れかえが排出量に影響を与えることがございます。大規模なテナントの入退出によりまして、ビルの使用形態が変わるなど排出量が大幅に変化する場合には、現行制度を踏まえまして、新制度におきましても排出量の変更を行う仕組みづくりを導入したいと思っております。

いずれにいたしましても、テナントビル対策につきましては、今後ご意見をいただきまして、検討してまいりたいと考えております。

最後に、7ページでございます。

7ページは「自主的な取り組み」だけに頼ることの限界ということでございます。寄せられたご意見でございますが、現行制度の改善を放棄し、削減義務と排出量取引制度が唯一の施策であるかのように論じている、対策がおくれている主体を特定し、その要因等を明らかにすることが重要である、ということでございます。

これについても、何回か議論させていただきましたが、私どもはこれまでの5年間の経験では、自主的な取り組みだけでは限界があるというふうに考えております。最初の計画書制度は、3年間実施をいたしました。提出されました削減目標は3年間で2%というものでした。このため、2005年からは、計画の策定にあたりまして評価・公表を行うという制度を

導入しました。

この制度を導入いたしました。2つ目の■でございますが、最初に提出された案は、投資回収3年以内の一般的な対策も、半数の事業所では計画されなかったということでございます。これに対しまして、粘り強くきめ細かい指導・助言をいたしまして、ようやくほぼすべての事業所が基本対策レベルの対策を計画したということでございますが、しかしそれでも基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所は、余り多くはございませんでした。

今回、経済団体の皆様方から、「きめ細かい指導助言」というふうなご提案をいただいておりますが、きめ細かい指導助言につきましては、現行でも実施しております。その結果が基本対策は計画化されましたけれども、基本対策を超える対策はなかなか十分にいかないということでございます。

右のページの上の方でございますけれども、したがって、私どもといたしましては、何らかの規制的な措置を講じまして、CO<sub>2</sub>排出に係るコストを企業経営上のコストとしてしっかりと位置づけるということが必要と考えております。今回の制度は、総量削減義務を設けますけれども、どうやって達成するかにつきましては、それぞれ事業所で最も適切な方法を選んでいただく。それから、他者の削減量の買い取り等もできるということございまして、自主的な取り組みを否定するものではございませんで、削減義務と自主的取り組みの両方を盛り込んだ制度であると考えております。

なお、事業者の取り組み状況につきまして、長年の省エネ努力でございますとか、削減ポテンシャル、CO<sub>2</sub>の排出効率等に基づいて評価すべきというご提案をいただいております。これらの視点につきましては、今回の制度の提案の中で生かしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、各事業所が効果的に省エネルギー対策を進める上で必要なノウハウの共有化でございますとか、支援策のあり方などにつきましては、今後とも関連業界の皆様方とご相談をしてみたいと考えております。

以上、資料7をご説明いたしました。

続きまして、資料8をごらんください。

資料8は、EU-E TSに関する論点でございます。今回いただきました経団連さんの資料5をごらんいただけますでしょうか。

資料5は、経団連等15団体からいただいている意見書でございます。これの一番最後のページをごらんいただきますと、資料3というのがございまして、「EU-E TSについては、その問題点を学ぶべき」という資料でございます。

この中身は、EU-E TSは実効性がない、それからEUにおいても、EU-E TSは批判の対象となっている等々でございます。

資料8をごらんください。これに関する基本的な考え方でございますが、①ですが、東京都が提案している制度案は、EU-E TSと同じものではございません。EU-E TSの仕組みをコピーしたり、そのまま輸入するものではありません。

それから、2番目でございますが、削減義務と排出量取引制度には、さまざまなバリエーションがあり得ると考えておりまして、世界各地でその地域の実情に合わせた制度設計が進んでいます。その内容には、さまざまなバリエーションがありまして、EU-E TSが唯一のモデルではないと考えております。

③ですが、したがいまして東京都の提案に関する議論の中で、EU-E TSそのものについて論ずることは余り大きな意味はないと考えております。しかしながら、今回いろいろとご指摘いただきましたので、今後建設的な議論を可能とするために、ご指摘をいただきました点について、都は情報確認のための調査を行いました。まだ調査中の段階でございますが、これまでに得られた幾つかの情報をご紹介します。

内容につきましては、事務局の方からご紹介させます。

○事務局（千葉主査） それでは、2ページ目をごらんください。

まず、資料のつくりでございますが、左側に経団連等の皆様方からいただいたご指摘を載せさせていただきました。右側には、ご指摘いただいた点に対する都の考えを記載させていただいております。

まず2ページ目、論点1でございます。公平かつ合理的なCAPの配分を行うことは極めて困難という点でございます。この点についてのご指摘として、まず1点目は、EUの排出枠の割り当ては、電力を除いて極めて緩く、2005年の排出実績に対して16%も大きなものとなっていること、続いて、3ページ目の左側になりますが、割り当ての公平性などをめぐり、EUでは訴訟が多発していること、また、2008年からの第2期間の排出枠の割り当てについても訴訟が提起されていること、をご指摘いただいております。

2ページにお戻りください。

第1に、ご指摘いただきましたEUの排出枠の割り当ては電力を除いて極めて緩かった、という点についてでございますが、都といたしましても、これは確かにEUにおいても指摘されていることと認識いたしております。なお、第1期間における排出枠設定時の状況といたしましては、都のように事業所のデータを事前に有している状況とは異なったようござ

います。

マサチューセッツ工科大学のエラーマン教授らが、排出枠設定にあたっての最大の問題は、対象事業所のデータが欠如して持っていなかったことと指摘しております。

したがって、企業のボランタリーな協力によりデータを手寄せざるを得なかったこと、その結果、本来であればより望ましい配分方法が実施できなかったことなどが分析されております。

また、②についてでございますが、EU委員会では、こうした第1期間の課題を踏まえ、第2期間では排出枠を厳しくするとともに、2013年からの第3期間におきましては、2020年までに20%、あるいは30%の削減を行うというEUの目標を達成できるよう、現在第3期間の排出枠の割り当てに取り組んでいるとのことでございます。

それでは、3ページ目をごらんください。

論点1の第2番目にご指摘いただきました、割り当ての公平性等をめぐる訴訟が多発している、企業が各国政府を提訴した事例がEU全体で800件程度ある、というご指摘についてでございます。

第1期間の排出枠の割り当てに関する800件程度の訴訟の大半は、ドイツで発生しているようでございますが、これはドイツ特有の事情によるところが大きいものと考えております。まず、ドイツでは、第1期間の排出枠を設定する際、約60の例外ルールを設定いたしておりましたが、これが排出枠の配分方法を複雑化し、訴訟を招く要因になったと指摘されております。

また、ドイツにおける訴訟は既に決定していた排出枠のレベルを配分の途中で変更したことに起因するとの指摘もございます。

なお、ドイツではもともと行政訴訟の件数が日本よりもはるかに多いことにも留意が必要ではないかと考えております。

また、ご指摘でございます英国政府とドイツ政府によるEU委員会に対する訴訟は解決済みであるとのことでございます。

さらに、現在第2期間の排出枠の割り当てについて、ポーランド、チェコなど7カ国がEU委員会を提訴しておりますが、これらのケースは一種の政治的な発言であるかのように見られると評価するNGOもいるようでございます。

それでは4ページ目をごらんください。

論点2でございます。排出削減の点で効果が上がっていない、という点でございます。ご

指摘いただきましたご意見の中の図表2によりまして、燃料転換の進展や東西統一などの特殊要因があるイギリス、ドイツを除いたEU13カ国のエネルギー産業部門、製造業・建設業部門と日本のエネルギー転換部門、産業部門と比較すると、日本が3.5%の減少であるにもかかわらず、EU13カ国の排出量は13.7%の増加となり、実態として排出削減の効果は認められない、日本や東京都では、規制的手段を伴うことなく着実な成果を挙げている、とのご指摘をいただきました。

これについてでございますが、都といたしましては、意見書で引用いただいておりますEUと日本のデータは、比較対象が異なっているため、適切な比較ができないのではないかと考えております。

第1に、EU-ETSは2005年1月にスタートした制度でございます。EUの排出量の推移として引用されております1990年から2005年の期間では、EU-ETSによる削減効果について論じることはできないのではないかと考えます。

また、図表2で引用されておりますEUと日本のエネルギー転換部門等のデータでは、データが引用しているデータの出典の性格により、集計範囲が少々異なっているようでございます。具体的には、図表2におけるEUの排出量は、EUが国連気候変動約組条約に報告いたしました温暖化ガスのインベントリのデータを引用しておりますため、業務部門や家庭部門などでの電気や熱の消費に伴う排出量は、エネルギー産業部門の中に含まれております。

しかし、図表2におけます日本の排出量は、データの出典がEUと同じ、日本が国連気候変動約組条約に報告したデータではなく、国内で経年的に環境省が公表しているデータを引用しているため、業務部門や家庭部門等での電気や熱の消費に伴う排出量は、エネルギー転換部門の中には含まれておりません。また、産業部門に含まれます業種にも違いがあるようでございます。

適切な施策を行うため、同じ出典のデータ、つまり日本、EU各国が国連気候変動約組条約に報告しているデータをもとに、同じ集計範囲で比較しましたところ、日本の最新年の排出量は、基準年度比3.5%の減少から11.7%の増加となりまして、日本とEU13カ国の間に大きな差はなくなったものと考えております。

それでは、5ページ目をごらんください。

論点3でございます。排出量取引の実態はマネーゲームである、というご批判についてでございます。現実には、対象となる約1万1,000余りの施設のうち、排出権取引を行ったものはわずか50社にとどまること、また、市場参加者のほとんどが金融やブローカーなどの利

益目的の事業者であり、削減義務を課せられた企業による実需取引は稀なのが実態、とのご指摘をいただきました。

これは、昨年6月に公表されました環境省・経産省・経団連によりますEU-ETSの調査報告書をもとにご指摘いただいているものと理解しております。これにつきまして、都といたしましても、適切な理解を進めるため、さきの調査報告書のヒアリング先であるCEAGのリズ・ボッセリー氏などへ直接問い合わせを行いました。そこで、得られた情報について、幾つかご紹介をさせていただきます。

第1に、活発に取引を行っているのは、電力事業者やエネルギー事業者であるとのこと。ボッセリー氏からは、だれが市場で取引しているかに関する具体的なデータは入手困難であるが、私が日本から調査団に話した内容は、私の個人的な経験に基づくもので、以下のようなケースである、ということでした。

1つは、発電事業者は、他の産業・製造部門よりもずっと厳しい削減目標を与えられているため、毎日の生産活動と排出枠のポジションをバランスさせるためにも、毎日取引を実施している。また、彼らは投機的な目的、あるいは利益目的でも取引を行うということで、幾つかの企業名についてもコメントをいただきました。

また、②でございますが、みずからが排出者ではない金融機関等による利益目的取引も多いとのこと。彼らは部分的には投機目的で市場に登場するようですが、同時にCDMによる削減量を買うことで、プロジェクトに貸し付けや融資を行うビジネスを支援しているとのことでございます。

また、ヘッジファンドは市場で増加してきており、彼らは純粋に利益目的であるということでございます。

引き続き6ページをお開きください。

EU-ETS調査報告書におけるヒアリング先の1つでもございました、CAN EUROPEのトーマス・ウィンズ氏にも問い合わせをさせていただきました。

ウィンズ氏からは、化学工場などの大企業は、石油や電力などを商品市場から調達する習慣があるが、EU-ETSの対象企業には、そうした習慣のない、彼らよりも小さな企業も存在する。そうした企業も、将来は市場から排出枠を購入する必要に迫られるだろうが、彼らは直接市場で排出枠を調達するのではなく、関連する銀行やエネルギー供給会社に、彼らにかわって売買を行うよう指示することを選択すると思う。それが、銀行がなぜ市場で活発なように見えるかを示唆しているとの分析をしております。

また、2005年、2006年に実施されましたEU-E TS市場に関する仲介業者と取引所に関する調査結果からは、2005年1月には、約20の企業が市場で活発に行動しており、これらの多くは大規模なエネルギー供給会社や大規模な銀行、特にドイツの銀行であった。こうした傾向は続いているとも分析をされております。

また、EU-E TS市場最大の取引所でありますECXのCEO、パトリック・バーレイ氏に対しても、都から、規制対象事業者から委託されて活動しているプレイヤーの数などの具体的なデータを有しているかという質問をさせていただきましたところ、残念ながら我々の市場に内在するユーザーに関する統計は有していない、との回答をいただきました。

なお、また都が、ある仲介業者にヒアリングをした際には、実際の規制対象事業者は、取引コストの削減のために、銀行などの金融機関や仲介業者を通じて参加していることもあるが、これは顧客情報、つまり営業秘密にあたるので公開されることはない、ということも伺っております。

③でございますが、そもそも第1期間は企業の排出枠が緩かったため、規制対象者が結果的に行動や投資計画を変更させるインセンティブがなく、取引するインセンティブもなかった、との分析もなされているようでございます。

次に、7ページをごらんください。

論点4でございます。論点4は、EUなどにおいてもEU-E TSは批判の対象となっている、というご指摘でございます。

ご指摘いただきましたのは、日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルで、CAP & TRADE型の排出量取引制度について否定的な見解を表明しているという点。国際鉄鋼協会さんの報告書において、各国政府に対してCAP & TRADE制度をCO<sub>2</sub>排出面で効率のよい鉄鋼企業が発展し、効率の悪い企業が淘汰される政策へ転換すべきと提言しているということをご紹介いただきました。

ご指摘いただきました点についてでございますが、欧州の経済界には、もちろんEU-E TSを批判する経済団体や企業も存在すると思っております。一方で、制度を評価し、その推進に建設的な意見を公表している経済団体も存在いたします。

例えば、ドイツ最大級の電力会社エーオン、ヨーロッパ石油産業連盟、欧州商工会議所連盟のポジションペーパーを拝見させていただきますと、EU-E TSを肯定的に評価しているようでございます。

また、環境省・経産省・経団連との合同の調査報告書でありますEU-E TS調査報告書

で、欧州経済界からのコメントも掲載されておりますが、これら経済界、欧州経営者連盟等の4つございますが、全面的な否定を発言している団体はないように思われます。

最後に8ページをお開きください。

論点4に関しまして、欧州委員会の内部からも批判の声が出ている、という点でございます。欧州委員会副委員長のフェアホイゲン氏の発言として、中央環境審議会・産業構造審議会合同部会、昨年11月30日ですが、その資料を引用されまして、排出量取引制度の導入により、エネルギー集約産業がEU以外に逃避するのは好ましくない、汚染を輸出し失業を輸入する愚は避けるべし、というようなご指摘をいただいております。

これにつきましては、引用部分の省略と出典にはない文言が挿入されてしまったことによって、こうした副委員長の発言の趣旨が正確に伝わっていないのではないかと考えます。まず、フェアホイゲン副委員長の実際の発言は、情報4-⑤にも書かせていただきましたが、EU-E T Sの第3期間では、エネルギー集約産業に対しては、オークションではなく排出枠の無償配布が必要という趣旨と考えられます。

しかし、いただきました意見書は、情報4-⑤の下線部分が省略され、出典にはない「排出量取引制度の導入により」という文言が挿入されているため、趣旨が正確に伝わっていないのではと考えます。

なお、フェアホイゲン副委員長は、EU-E T Sに対して肯定的な発言をしているようでございます。

まず第1点。2006年11月にバロソ委員長に送った書簡というものが公表されておりました。その中では、欧州排出量取引制度は、我々のポリシーミックスの鍵となる要素であり、さらに強化され、拡大される必要がある、と述べているとともに、このフェアホイゲン副委員長が中心メンバーの一人となっておりますEU委員会の競争力・エネルギー・環境に関するハイレベルグループの報告の中でも、EU-E T Sを温暖化ガス削減の中心的な手段と位置づけ、世界全体の炭素取引システムへと発展させるべきだ、と述べているようでございます。

こうした点を踏まえまして、資料9として、EU-E T Sと都制度案の比較をさせていただきました。資料9をごらんください。

まず、EU域内排出量取引制度の背景・基本的考え方といたしましては、EU27カ国が一体となった統一的な炭素市場の確立を目指す、こうした市場機能を重視する、温暖化ガスの排出が許される量は、エネルギーなどの経営資源の1つとして有償で調達しなければなら

いということが背景にあるものと考えます。

また一方、都制度案でございますけれども、我々が2002年度から開始した制度を基礎に制度化したしまして、削減対策の策定義務に加えて総量削減自体の義務化を行いたいというふうに考えております。

まず、対象事業所でございます。EUの制度におきましては、発電所や石油精製、製鉄、セメントなどのエネルギー多消費施設でございますが、東京都の制度案につきましては、オフィスビル、商業施設、工場などの大規模CO<sub>2</sub>排出事業所と考えております。約8割が業務部門でございますので、EUの制度の対象の業種とは大きく異なるものと考えております。

2点目が、義務の設定時の状況でございます。活用するデータでございますが、EUの場合はさきにご説明申し上げましたとおり、事前に排出量等のデータを有していなかったようでございます。このため急遽、対象事業所のボランタリーな協力によって個別データの提出を依頼したということがあるようでございます。

一方、都は既に2002年度から制度を運用開始しておりますので、対象事業所さんから提出されたCO<sub>2</sub>排出量等のデータを保有しております。こうした対象事業所さんの実態のデータを踏まえて設定していきたいと思っております。

活用させていただく予定のデータは、対象事業所のCO<sub>2</sub>排出量やエネルギー消費量、省エネ設備の設置状況、省エネ対策の実施状況、その他制度の運用の中で得られたデータ、省エネ技術の専門家等から得られた技術実態などを踏まえて活用してまいりたいと考えております。

次に、削減義務の設定方法でございます。EUの場合は、手法がグラントファザリングと申します、過去の排出実績などにより決定する手法と、対象事業者が必要な排出枠を有償で調達するというオークションによる手法と、2つあるようでございます。このオークションによる排出枠の調達割合でございますが、第1期間では5%、第2期間では10%へ拡大、第3期間では大幅に拡大ということで、制限を設けない予定というコメントもあるようございますが、ここに関してはいろいろと意見があるように聞いております。

一方、都制度案でございますが、各対象事業所の過去の実績排出量をもとに設定される削減義務率を乗じることで算出してまいりたいと考えております。

最後に、こうした取引制度の性格についてでございます。EUの制度の基本的な性格としては、排出許容枠の事前売買が可能な制度であろうと考えております。つまり、実際の削減実績は問わない仕組みだろうと考えております。その対象となるものが各対象事業所の排出

枠であり、CDMによる削減量などがございます。

一方、都制度案でございますが、基本的な性格は、実際に削減された量、削減量のみを取引可能とする。いわば、実需原則に基づく売買制度を構築する予定でございます。その対象となるものは、他者が義務以上に削減した量などなどがございますが、EUのように排出枠の事前売買を認めるという制度ではございません。

ご説明は以上でございます。

○司会（花木教授） ありがとうございます。随分たくさんの資料で、いろいろな話題がございました。

それでは、これから意見交換に入りたいと思いますが、これまでと同様お願いがございます。それは、非常に時間が限られておりますので、一度にご発言いただく時間はおよそ3分以内、3分程度ということをお願いをしたいと思います。

きょうは特に順番にお話をいただくとか、そういうことは定めておりませんので、手を挙げていただいて、ご発言いただくというように進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

さて、それではいかがでしょうか。今の資料のどの部分でも結構でございます。

日本経済団体連合会さん。

○長谷川（日本経済団体連合会） 資料5として配布されておりますのは、私ども日本経団連を含めて15の経済団体の連名で、先般、都知事に提出いたしました要望書ですので、その内容や背景について、若干ご説明させていただきたいと思います。

最初に記載しておりますのは、前回のステークホルダー・ミーティングでも述べましたとおり、経済界は、京都議定書が採択される以前に自主行動計画を策定するなど、かねてより温暖化問題には先進的に取り組んできましたが、今回の「東京都気候変動対策方針」で示された諸施策についても、積極的に協力していく考えです。先ほど加藤部長から、国もようやく本格的に温暖化対策に取り組み始めたという話がありましたが、経済界は、既に10年前から本格的に取り組んでいるということをご理解いただきたいと思います。

しかし、唯一、大規模排出事業所への削減義務化と排出量取引制度については、さまざまな懸念があり、賛成というわけにはいきません。

経団連と他の経済団体が、こういった連名の形で、要望をさせていただくということは、余り前例がないわけですが、その背景は、今回の削減義務化と排出量取引制度を採用する理由として、コストや効果の面から他の施策と比較考慮がなされていない点に大きな疑

間を感じており、本当にこの制度がベストな対策なのか腑に落ちていないところが、各経済団体共通の問題意識としてあると思っています。これまでのステークホルダー・ミーティングでも、また本日の資料においても、個別には申し上げませんが、具体的なデータに基づいて問題を特定し、適切な解決策の検討を試みているという感じがどうも余りしないというところがございます、初めに制度の導入ありきで議論が進められている感が否めないんです。

経済界としては、現行制度をさらに改善していくためには何が必要なのかといった観点から、建設的な議論を行いたいと申し上げているので、改めてご検討いただければと思っています。

長くなりましたが、以上でございます。

○司会（花木教授） コメントよろしいですか。

東京ビルディング協会さん。

○岡本（東京ビルディング協会） まず、個人的な話ですけれども、昨年の年末に我が家から白熱球を一掃しました。ただ、印象を申し上げますと、同じワット数でやったときに、蛍光灯型の方が随分暗いなというのが率直な感じでした。

私が多分このメンバーの中で、環境局の方を除けば、一番地球温暖化対策計画書の個別の部分を読みこなしているのではないかなと自負しているわけですけれども、今手元に東京都庁舎、この庁舎と都議会棟、これを対象にした東京都ご自身の計画書がございます。

提出者は、東京都知事石原慎太郎さんでございます。これを見ますと、5年間の計画削減率というのは5.0%ということで、先ほどご紹介のありました業務部門の全体平均6%よりも低い値でございます。CO<sub>2</sub>排出量原単位では基準ベースで74.6Kg/m<sup>2</sup>・年ということですが、かなりの低い水準であるのは確かですけれども、これは前回申し上げましたように、都議会の本会議場など余り稼働していない空間が結構あるということが、その要因ではないかと思っております。

民間企業の場合、これほど稼働時間の短い空間を多く持っているとは経営は成り立ちません。具体的に、それではどういうことを対策で出されているかというを見ますと、冷凍機のチルトの更新、空調換気の省エネベルトへの更新、それから照明設備のインバーターの整備及び更新、それから空調の管理として全庁定時退庁日の空調時間短縮、この4項目です。これは、内容的に申し上げますと、民間の大手テナントビルでは、初歩中の初歩というふうに申し上げられるようなレベルの対策でございます。ところが、これで環境局の評価はAプラスとなっております。私、非常に多くの計画書と比較をしながらがめましたが、率直に

申し上げて、この程度の対策ではせいぜいAランクか、私はむしろ落第のBランクだと思います。どうしてこれがAプラスなのか全く理解に苦しむわけであります。

さらに、最後のページに計画の内容の説明という文章が載っておりまして、ここではこういうふうにかかれてあります。都庁舎は、これまでも省エネルギー対策を図ってきたが、法改正を契機に——法改正といいますのは省エネ法の改正のことです——法改正を契機に運用対策及び施設の更新計画の検討を行った。ただし、運用対策については限界に来ている。設備更新についても予算的制約に加え、自己熱源も持たないために、省エネ対策は非常に難しい状況にある。これがこの計画書の内容に関する説明文でございます。

このように、都庁の管理責任者である石原知事は、この難しさということを率直に述べておられるわけであります。若干翻訳して申し上げれば、東京都は省エネ対策をこれまでもいろいろ進めてきたので、贅肉はほとんど残っていない。このため、毎年1%以上省エネ効率を高めるようなことをやろうと思っても、これ以上なかなか難しいということをご申されているわけであります。仮に予算をつけて、ハード面で省エネ対策を今回提唱されています省エネ東京仕様2007に近づけたとしても、ソフト面の運用対策が限界に近いという都庁の現場の悲鳴は、恐らく変わらないだろうと思います。

このように、非常に難しい課題なんですけれども、石原知事に東京都ご自身の計画書をお見せになって、知事に、あなたは義務づけがないとやらないんですか、と環境局からぜひ聞いてもらいたいと思います。

石原知事は、君たちから義務づけなんかされなくたって、俺は自主的にやるよと、このように恐らく回答されるはずでございます。

民間のビルの場合、省エネ対策というのはもともとランニングコストの軽減という観点から最重要課題というふうに位置づけてございますので、現場の問題であると同時に、まさに経営の問題ということで、計画的なリニューアルの中で省エネ対策を進めてきたところでございます。

その意味では、都庁舎の場合と同じような難しさがございますけれども、私どもとしては、さらに一歩進めたいということで、ビルにおけるエネルギーの運用管理に関するガイドライン、これを全国の連合会で作成作業をしているところでございます。その中で、先端的なビルについては省エネ東京仕様2007を、できれば上回りたいというような意気込みで、今作業を行っております。

また、私どもの協会の会員は300万キロワット分のグリーン電力証書を、これはCSR、

社会貢献という観点で購入をしております。ただ、ソニーのように1社で1,000万キロワットを超えるグリーン電力証書を購入されている企業もありますので、我々ももう少し頑張ろうじゃないかというようなハッパを、年明けの全国の理事会で私からかけたところでございます。

3分を超過することになりますが、もう一点だけ申し上げたいと思いますが、環境審議会での議論の中で、私は地道な検討ということがされてこなかったんじゃないかなと思うんです。

今日はかなりしっかりした資料を大野さんたちの努力で出していただいたので、非常に参考になりましたけれども、例えば前回申し上げましたけれども、総理官邸が経済産業省のビルに比べて、排出原単位でなぜ2倍近いような高い値になっているのか。あるいは、同じ新聞社でも、朝日新聞と読売新聞でどうしてこんなに大きな差があるのか。さらに、ホテルでも、ホテルオークラと東京全日空ホテルでなぜ差が出ているのか。

また、その原因が省エネ対策というハード面の対策が足りないのか、あるいは運用の仕方がまずいのか、あるいは営業時間とか、あるいはコンピュータのサーバーの関係の問題というふうな、専ら利用者側の事情というものなのか。恐らくそうした分類で原因が整理できると思うんですが、そういうことを地道に比較作業をしっかりやりながら、一体どこに本当に問題があるんだろうというところのポイントをしっかり押さえて、どうすれば効果が出るのか、そういう観点での専門的な議論というのが環境審議会という場でこそ、しっかりされるべきものだろうと思います。

そういう意味で、このような検討過程をしっかり経ていない中間のまとめというのは、私どもとしては、一定の評価はしますけれども、特に削減義務の問題等についてはとても評価できないというのが私どもの意見でございます。

○司会（花木教授） ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか。では飯田さん。名前じゃなくて組織で言った方がいいのかな。環境エネルギー政策研究所ということで。

○飯田（環境エネルギー政策研究所） まさに、その環境審議会の委員を務めておまして、昨年12月21日に、ちょうど同じ日の午前中に国の合同部会があつて、事実上ほとんどの気候変動対策を先送りする対策、これも今パブリックコメントがかかっております。その日の夕方に環境審議会の方が、きょうご報告のあった気候変動対策に関する答申をしたと。同じ日にたまたまありまして、私はたまたまその両方に出ていた数少ない人間で、そういった意

味で改めて、今何がこの東京において起きているかということを一歩離れてみると、この東京都が先ほど7つの論点の中のバリで出た報告、NGOの意見報告、本当に世界の中で日本が恥さらしをしているような、非常に評判を落とした中で、やっぱり東京都がイニシアチブをとっているということは非常に高く評価をすべきだと。

これは、先ほど経団連の方が建設的に議論したいというふうにおっしゃったので、非常に私もそれはウェルカムで、審議会の前になぜか私のところにご説明に来ていただけなかったのですが、経済団体のメモが来たりして。ただ、きょうの7つの論点の東京都の事務局の説明と、審議会の中でも議論しましたが、むしろ反対のための反対ではなくて、中身をきちんと議論していくということで、きょう経団連の方から表明があったというのは、非常にウェルカムではないかというふうに、逆にむしろ我々の方がウェルカムだと思っています。

もう一つ、ことしの1月というか、ことしというかつい先週ですけれども……今週か、日経の1月13日に塩谷論説委員が「世界に通じるご都合主義」ということで、これは実は我々環境NGOが常々合同部会でも言っていたことなんですが、きちんと論点を指摘されています。ちょっと時間がないのですべてはご説明できませんけれども、合同部会では、とにかく家庭と運輸、業務が問題で、とにかく産業界とエネルギー転換部門はそうではないんだという、もちろんそれはそれで削減をしなければならないんですけれども、直接排出を見ると、実は鉄鋼と電力、これをきちんとやらないといけないとか、あるいは経団連自主行動計画の課題とか——これはちょっと東京都と違うので。いずれにしてもきちんと論理的に指摘されたことを受けて、それを議論していくということが必要だということが、日経の方の論説からも出ているというところで、これは非常に高く評価すべきかなと思います。

それから、次にきょうメモを見せていただいて、経済団体がずらっと名前を並べて、もちろん都知事に出された。それは、それで業界としての意見表明ということで、それはそれで重要なことかと思いますが、もう一つ個別の企業がきちんと、本当にこの意見書にすべての企業が賛同されているのか、若干疑問だなと思っています。個別の企業は非常に高いCSRレポートとか出されている一方で、先ほど建設的にと言いつつも、やはりこのメモを見る限りは、入り口論でそもそももう議論をやめようというような論点がすべて見られると。

さすがに、この中のメモにはありませんが、先日行われた千代田区の温暖化条例の議論の中では、温暖化懐疑説を唱えられる意見まであったという話ですので、まさかそういう方はいらっしやらないと思いますけれども、本当に個別企業が責任をとって、前に進められると

いうコミットメントのもとで、この意見書が本当に提案されているのかといったところは、むしろ個別の企業の顔として、我々としては意見を聞きたいというふうに思っております。

あと、個別の各論については幾つかまたいろいろ議論があるので、これはもう一回後でお話をしたいと思いますけれども。もう一つ大事なことは、確かに企業の経営にかかわるということで、非常に皆さん懸念されるということがあると思いますけれども、昨年出た IPCC のレポート、あれもまだとても今我々が直面している危機はこんなものではないというレポートが、その後も立て続けに出ておりまして、そういった中で我々は気候という公共財にただ乗りしているわけです。環境税をまだ日本では入れているわけでもないですし、まさに排出量取引も入れているわけではない。エネルギー転換を進めようとするプログラムもほとんどない中で、ただ乗りの状況の中で新しい施策をすることそのものにブレーキをかけるという議論の仕方はやめた方がいいだろうというように思います。

まず、公共財に対してきちんと市場の中に入れていく仕組みを具体的にどう設計するかという、公共財のただ乗りというところをまず前提として、その上で議論していくと。それから、自主行動計画も含めて中長期的にはそれこそ先進国の 8 割、9 割という非常に大規模な削減をしていかなければいけないわけです。その大規模な削減を大前提にまずコミットしていただいた上で、それに対してどうされるんだということがあって、初めて次のステップの議論ができるんだと思うんです。

そういった長期的なコミットメントがなければ、各企業の CSR というのもほとんどこれはジョークになるだろうというふうに思いますので、いずれにしても経済団体の意見は意見としてありますが、個別の、裏にいらっしゃる各企業が本当にどう考えておられるのか、企業の経営ということを持って消費者に顔を向けた形で、あるいは市民、都民に顔を向けた形で意見もぜひお伺いしたいというふうに思っております。

まず、ちょっと総論で申し上げました。

○司会（花木教授） ありがとうございます。

東京電力さん。

○影山（東京電力） たくさんの資料をいただきまして、いろいろと意見があると思います。ただ、前回の論点の整理にもありましたけれども、どちらかというと平行線という感じかなと思います。問題点の見解の相違だとか、あるいは出すデータの場所が違うですとか、そういうところで議論しているようなそういう気がしまして、そういう議論をしても余り建設的ではないなど。多分、ずっと平行線だろうなという気がします。

何が問題なのかなというところで、さっき経団連の方からも、申し上げたのと同じでございますけれども、今の飯田さんのお話にもつながるかもしれませんが、やはり企業、だれでもそうだと思うんですが、規制は嫌です。規制をかけられて何かをするというのは、これはみんな嫌だと思うんです。ですからそこに行かないのでできるのであればそれの方が望ましい。だから、そういうことで自主的な取り組みなどを尊重していただいて、それでもしCO<sub>2</sub>を下げられるのであれば、それの方が望ましいというのは、これは多分企業は全員言うことだろうと思います。別に企業だけじゃなくて、すべての人がその方が望ましいという話ではないかと思います。

ですから、我々が申し上げているのは、自主的な取り組みというのを尊重して、それでやらせていただいて、それでどうしても本当にだめであれば、規制というのも最後にはあるのかもしれませんが、そこで今フェーズ3ですか、東京都でやっておられたフェーズ3の取り組みが始まって、6%を下げるということをみんなでやっという、またそういう実績を見れば6以上下がるかもしれないし、さらに改善すればもっと下がるかもしれないという取り組みをやっているさなかで規制をかけるという、そういうことを打ち出されるということは、非常に我々にとっては残念な気がしますし、賛成できない、反対せざるを得ないということだろうというふうに思います。

このところが、私にはわからないのは、なぜ今の計画書制度を続ける、改善するということができなくて、規制をすれば大幅な削減ができるのかというところがもう一つわからないんですが、規制をするということは嫌で、するといきなり、それを後はやりなさいというふうに投げ出してしまうからできるのか、それとも何かほかの理由で規制をすれば大幅な削減ができるのかというところの説明が私にはよくわからない。

ここで、言われている今回の取り組みですけれども、今までの取り組み、計画書制度の取り組みとそんなに大きな違いがないのかなという気がしないでもないです。違いとすれば、自主的な取り組みを尊重してやっているか、あるいは罰則をかけるかということですので、そういう義務か自主かというところが違うだけで、それ以外のところが非常に大きな違いがあるのかどうかというところがちょっとわからないんですが、そこもちょっとご説明いただければというふうに思います。

いずれにしても、今の自主的な取り組みを尊重していただきたいと思いますし、今の取り組みは自主的、完全な自主ではございませんで、それも前回の研究会のときにお話をさせていただいて、やはり環境ではなかなか東京都としても認められないということで、東京都さ

んが介入すると、我々の自主的な取り組みに指導をして、それで高いところに持ち上げていくという、そういう取り組みに変えているはずでございますから、これは完全な自主ではなく、規制に近い自主というような気もいたします。ですから、そういうところを改善するというので、やっていけないのではないかと思いますので、ぜひもう一度お考えを見直していただければというふうに思います。

○司会（花木教授） ありがとうございます。どうでしょうか。

それでは、不動産協会さんが一番早かったかな。その後、こっちにいきます。

○林（不動産協会） 従来から申し上げていることとかなり重なるわけでございますが、基本的にキャップアンドトレードの制度というのは、非常に大きな問題があるのではないかと考えておまして、経団連の意見書の中にも名前を連ねているところでございます。

ただ、そういった基本的な制度の問題のほかに、この問題について具体的にどのようになるのかについて、こちらも指摘をしながら、またそれにお答えいただき、具体的な影響の度合いとか可能性などいろいろな論点があろうと思いますので、きめの細かい議論をしていただいた上で、制度のあり方について議論を進めていく必要があるのではないかなと思います。経済活動に大きな影響を与える制度ですので、そういうような一つ一つの点も全部踏まえて結論を出されるということが必要ではないかなと思います。非常に急いで、制度の理念とか、基本的考え方だけについてどんどん先行して行って、具体的にどうなるかということがもう一つわからない状況にあると思います。

したがって、先ほど経団連の方のお話にもありましたけれども、私どもとしてもいろいろ前向きな議論をしていくという考え方はあるわけですから、ご理解いただいて、一つ一つじっくりと議論をするということをしていただきたいと思います。

幾つかの点について申し上げますと、目標設定について2020年を基準年の25%削減という目標をお持ちだということで、それが具体的な個々の事業者への義務づけの中で、どういう形で反映されてくるのか。一方で、この説明資料では、これまでの削減努力も加味しますと言っておられて、そういうところは評価していただけるのかなと思いつつながら、しかし一方で逆の面で、例えば大規模な事業所については義務化ということで、かなり厳しい削減が、つまり2020年25%ではなくて、一方で家計の問題とか、あるいは中小企業の問題とかについてもいろいろ対策を講じられるということはそれなりに評価いたしますけれども、しかしそこは義務づけでないということになれば、最終的に2020年25%という担保はないわけですから、そういうことを考えていくと、大規模な場合には25%じゃなくて、これが60%だとか80%だ

とか、そんなような削減義務というようなことにつながっていく恐れはないんだろうとか、そういうことが非常に気になるわけでございます。

したがって、今いろいろな配慮事項ということはそれはそれとして、具体的にそういうことをした場合には、どういうふうになっていくのかということもお示しをいただくことが必要なんじゃないかなと感じております。

それから不動産協会は、都市開発関係の企業が会員の中にも多いわけですが、これから新規のビルに対してどういう形でこの問題が影響してくるのかということをお大変懸念しているところでございます。

この中には、新規のものについては何かいろいろ考え方が示されていて、新規の床の面積の増加についても見込みながら、そういう個々の義務づけを決めていくというようなことも書かれています。

一方で、総量については増やさないというようなことも書かれてありまして、そういった点が具体的にはどういうふう処理されていくのかがもう一つわからないわけです。一番、私どもが心配しているのは、床面積の総量規制になっていくのかどうか。増加という総量の見込みは考えますというお話なものですから、文面上からはそうではないというふうにも読み取れますけれども、一方で総量は増やさないというようなお話もあって、そういうところが具体的に新規の床面積の増加、これは東京都の国際競争力の維持向上、活力を維持するためにも、非常に重要なことだと思いますが、新規のものについてどういうふうになっていくかということをお教えいただきたいと思っております。

それから、最後に1点だけ伺いたいと思っておりますけれども、義務化という言葉についてでございますけれども、義務違反に対する措置というのが、資料でも別紙のところでもいろいろ書かれております。勧告をすとか、義務の履行についていろいろ指導を行っていくというような効果を持つということであろうかと思っておりますが、私どもが義務化というところで想像しておりましたのは、例えば義務違反に対して罰則をかけるとか、罰金とか、あるいはそれ以上のいろいろ強制的な手段をすということ、刑罰を前提にした義務化ということをお考えなのかどうか。そこまでいかないということであれば、義務化というのをそういう形で理解したいと思っておりますけれども、義務違反に対する効果というのは、具体的に今どのようなことをお考えになっているか教えていただきたいなと思っております。

いろいろございますけれども、時間の関係でその3点について、もし今の段階でおわかりになれば教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○司会（花木教授）　まとめてでいいですか。はい。

そちらにお2人おられましたね。最初挙げられたのはどっちかな。世界自然保護基金ジャパン。

○鮎川（世界自然保護基金ジャパン）　まず、東京都さんの取り組みというか、気候変動対策方針というのは、IPCCが昨年発表した第4次報告で示されたように、2015年から2020年には排出を減少方向に向かわせなくてはいけないとか、2050年には2000年レベルから半減させなくてはいけなくて、そのためには今から大幅削減に向けた行動をとらなくてはいけないという、こうした科学の裏づけに基づいて、そういう基本認識のもとに立てられているんです。ですから、そこがすごく重要であると私は思っています。

IPCCとアル・ゴアさんが昨年ノーベル平和賞を受けたのは、気候変動問題はもはや環境問題を超えて、人類の脅威となり平和を脅かすものであるという認識のもとに選ばれたわけですから、温暖化対策を考えるときには、この点を踏まえなければ有効にならないわけです。つまり、大幅削減が必要だということであって、それは総量で大幅削減を目標として掲げることがまず第一にあります。

日本国が、それをまだやってないんです。それについて、バリで先日行われた国連気候変動枠組条約の会議において、大いに国際的な、さっき広告の図が出てきましたけれども、あのよう国際的に非難をされました。それで、政府もハイレベルな交渉間の担当者たちは、日本の国内の状況から消極的な対応をせざるを得ないと言っていて、国内の産業間に強い反対があるために、国際理解でそういう一歩進んだ提案ができない。

これから、国際舞台でリーダーシップを発揮するには、国内の産業界を変えていかなくてはならないということを言われて、私たちは企業の名前を挙げて非難してほしいとまで言われているんです。

つまり、結局は日本の今の産業界のあり方としては、自主行動計画しか今のところ出ていなくて、自主行動計画では大幅削減ができない。それはなぜかというと、自分たちができる範囲でしか目標を掲げないからです。自主的取り組みの中で、もし大幅削減を掲げたとしたら、それを全部自分たちのコストでやらなくてはならない。ですから、すごくコストが高くなる。ここにトレーディングという売買の仕組みが入ってくることによって、柔軟性が出てくるわけで、コストも最も安いところできるとというのがこの排出量取引の特徴でありますから、そういうものを東京都が国に先立って提案しているということは、非常に画期的で、それは応援するべきであって、むしろ産業界の方たちが懸念していらっしゃるいろいろなさ

まざまな問題点は、それをルールづくりに反映させてもらうように、東京都の意向を認めて、そして制度設計の中に意見を言うべきだというふうに思います。

先日、経済同友会の代表幹事であるリコーの会長でもある桜井氏は、年頭教書の記者会見で、京都議定書後の目標は6%なんてものじゃなくて、2020年までに90年比25から45%という、けた違いの削減努力が強いられると。そういう中では、やれるだけやればよいということではない。結局、日本にとって中期削減目標の必要性にも言及していましたが、排出量取引についても、これはいかに低コストで削減を達成するかというためのものであって、地球上のすべての可能性を活用する方法だというふうに言って、これによって技術革新も起こるし、CO<sub>2</sub>削減の価値というものを増大する動きが出てくるはずだというふうに前向きで言っています。

そういう企業もあるので、私たちとしては経団連さんにぜひとももっと前向きに取り組んでいただきたいと。今、実際に国際舞台の中では、そして政府にとっても最も抵抗勢力となっているのは経団連です。ですから、そこで公平性とよくおっしゃいますけれども、経団連における公平性というのは、出る杭は打つとか横並び、そして長いものにはまかれろという村社会の精神であって、きょうあった政府高官では、日本はそういう意味では後進国である。共産主義に近いし、とても先進国とは言えないというようなことまで言っていました。ですから、そういう意味で国に先駆けて取り組もうとしているこの削減義務、義務プラス、トレードが入っているというところで柔軟性があるということで、これをもっと実のあるものに向けた建設的な議論をするべきだというふうに思います。

○司会（花木教授） すみません、太陽光さんちょっと後で。先に対応しないといけませんので。そのあとこっちな。

○平田（気候ネットワーク） 東京都からいろいろな制度について説明いただきましたけれども、争点は明らかに削減義務と排出量取引制度についてだと思います。

まず、きょうは東京都が非常に大した資料つくっていただきましたけれども、EU-ETSについては、私も冒頭大野部長がおっしゃったように、これを議論することに余り意味はないというふうに感じておまして、2007年までは試行期間、パイロット整備ですし、それをもって将来的に制度を否定するのはどうかなというふうに感じております。

それで、私もこの12月21日付の経団連初め業界団体が出された意見書を拝見させていただきましたけれども、反対の意見を拝見させていただきましたが、予想していたこととはいえ、今をもってこういったご意見が出てくるということについては、非常に残念に思っております。

す。ただ、共通しながらも経団連とそれ以下、業者団体が名前を連ねている中で、名前を連ねていられんない業界がいるということにも、私は注目をいたしております。形として気候変動対策の方で、世界の取り組みがどうなっているかということをつつも注視して見ているんですけども、ある程度規模の大きい排出源あるいは重工長について、先進各国において、まず自主的な取り組みがなされているというところはほとんどなくて、それはアメリカやオーストラリアも含めて地域ごとの取り組みを含めると、日本を除くすべての国が排出権取引ないしは炭素権取引についてのようなものに言及しておりますし、マッピングしていきますと日本だけが取り残されているような現状にあります。

なので、東京都は国内では先陣を切っているようではありますけれども、世界的にはむしろ他の先進国おくれて、ようやく足並みをそろえていこうというのが実態だと思います。

それなりに、排出規模が大きいところについてはCO<sub>2</sub>排出に関してそれなりの制約を持ってもらいながら別々に行うというのが、総じて見ますと国際間ではなっているというふうに思います。

東京電力の影山さんのお話をお伺いしてまして、違いは何かというふうに考えていたんですけども、自主的取り組みでやらせてもらって、どうしてもだめなら規制という方法もあるかもしれないということをおっしゃいましたけれども、そこで考える、その基本認識の大きな違いというのは、時間枠とかスピードの違いなのではないかというふうにも思います。

つまり、京都議定書ができて10年がたっているわけで、自主行動計画でやってきた、そして東京都ではそういうふうに排出が伸びているという中で、もうどうしてもだめなのではないかというステージだと思っています。今、この時点よりも、対策をとる時間がなくなっているという中で、本当に効果が上がる政策をとっていくステージに入っているというふうに思います。

そして、効果のある対策というのは、確実に総量削減を実現できる制度でなくてはならないので、現在の計画書制度との違いは、きちんと削減を評価できるかどうかということ、あるいはそれを保証できるかどうかということであり、これは非常に重要な一歩なんだと思っています。

明らかなように、これから大幅削減は避けられないわけですから、どんなビジネスをされようと、これから排出をどんどんふやしつつビジネスをするという選択肢はもうないと思いますし、どんな基準値であれ、温暖化防止と両立する方向を模索していかなければいけない

ということは明らかなので、そうだとすれば今回の東京都の制度というのは、そういう事業所としてこれから不可欠なビジネスモデルの構築を目指している制度なのではないかと私は思っています。

にもかかわらず、こうして意見を唱える事業所さんがいらっしゃるということは、総量削減という本当に必要な方向に対して、まだ真摯に向き合っていないのではないかとこの疑問をどうしても感じてしまいます。ですから、東京という非常に大きな都市でビジネスをなさる皆さんには、これからの温暖化防止、低炭素化社会における先見性を持ったビジネスを進めていただくよう、考えを新たにさせていただきたいと強くお願いしたいと思っています。

最後に、きょうまた改めて私も意見を提出させていただいた資料に載せていただいていますけれども、私としては東京都の排出削減義務と取引制度については支持をしておりますので、都としてはこれを実効性ある制度として速やかに実現することはかなり強くお願いしたいと思います。

○司会（花木教授） 順番に、石油連盟さん、太陽光さんですね。

○橋爪（石油連盟） 先ほど、経団連の方からご説明申し上げたように、排出削減の義務づけ、それから排出量取引の義務づけというのは極めて強い規制措置でございます。慎重に対応していただきたいということを冒頭に申し上げまして、本日説明の中の資料8について1点コメント、資料9について1点確認させていただきたいと思います。

まず、資料8でございます。ここの7ページに、お調べいただいて、情報4-②というところで、ヨーロッパ石油産業連盟というのがございます。確かにここにありまして、欧州石油連盟は排出取引制度を支持しております。その理由としては3点あるかというふうに思っております。

まず1点目は、この同じ資料の5ページ目の情報3-①というところの一番最後にございますように、例えばShell、BPは、投機目的でも取引をしています。ヨーロッパの石油会社は、排出量取引制度を使ってマネーゲームをしたいという意向が非常に強いという前提があるということが1点目でございます。

2点目は、ヨーロッパの石油市場というのは、市場が成熟しております。したがって、そこには成長は余り考慮されていないわけです。

それから、3番目でございます。私ども石油連盟は、ディーゼル規制について最大限のご協力をさせていただきました。欧州におきましても、サルファーフリー自動車燃料とか、ある

いはバイオ燃料の製造といったようなものを含め、石油製品の品質向上のためには、どうしても設備稼働が大きくなります。そういったものに伴う排出増加については、すべて欧州委員会は排出枠の中に認めています。また、その他いろいろな要望が排出量取引制度導入の関連で、ほとんど丸投げに近い状態で取り入れられたというふうに私ども聞いております。したがって、ヨーロッパの温暖化対策、EU-ETSにつきましては、産業界とも十分なコミュニケーションの上で形成された制度だということを指摘しておきたいと思います。

それでは、資料9について、確認をさせていただきます。

新聞等の報道で私ども、東京都のご提案はCAP & TRADEの排出取引制度だという、そういう認識をしていたのですが、ここの説明を読みますと、排出削減義務というものを前提にした、カーボンオフセットに近いようなものなのかなというようなイメージにも思えます。したがって、東京都さんにおいて、排出量取引制度の導入とおっしゃるときには、CAP & TRADE制度を採用するという考え方ではないということを確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

○司会（花木教授） ありがとうございます。

続けて、太陽光さん。

○都筑（太陽光発電所ネットワーク） ステークホルダー・ミーティングですから、本来なら対話型で話がしたいと思います。それと立場上、やはり市民の目と言葉で意見させていただきます。

世界的に日本の取組みに対する評価も重要なことですが、国内で市民の人たちがどう思っているかを考えていただきたい。というのは、多くのアンケート等でもわかるとおり、温暖化問題については、非常に危機感を持っているというのが共通の理解です。

そのときに、実効あるものを作ってほしい、また同時に自分たちもやりたいと思っている。これは、大きな流れになっています。今、お聞きしていて、対話として質問したいのは総量規制が受けられないと思っていられるのかどうかということです。もともと、こういう規制というよりも総量を削減していかないと地球が成り立っていかないという、この危惧を解消するということはあり得なくて、多くの企業もこの資料にあるとおり、総量規制をしていこうというように動いているわけです。それなのに、まだ総量規制は置いていて、見た目には省エネに見える源単位を減らしたからいいではないかというような数字の話なのかというのを聞きたいと思います。

それから、対策を具体的にきめ細かく討論したい、または議論をしたいというふうに言われますけれども、では、対案的にどういうことを持っていらっしゃるのかというものがなかなか見えない。今なされている話でわかるのは自主規制が対案だというふうに我々理解しますが、それはもう限界に来ているというのが率直な感想です。それだけでは済まない話だから、担保として規制という話が必要ではないかということを、多くの市民はそう思っていると理解をしていただきたい。

それと、先ほど飯田さんが、個別企業の人たちがどう思っているかと投げかけたと思えますけれども、私の場合は個別企業にいる従業員や、あるいは働いている人たちや、そういう人たちが本当に総量削減に後ろ向きな経営者を支持しているのか。この温暖化問題やCO<sub>2</sub>取引についての政策についてですけれども、本当は働いている人たちや従業員の人たちは、自分たちも削減に向けて行動したいと思っています。ぜひ経営者の人たちも、同時に企業業績をあげたいと思っている従業員や働く人たちにアンケートなり意見を聞いて、ぜひここでその話に出していただきたいと思います。

平行線で議論するというか、自分の主張だけを言うという話ではなくて、ぜひ具体的な話を出していただいて、それで東京都が出している背景となっている基本的な方針が理解できるならば、じゃ、具体的にいろいろな議論を闘わせ合うということはある程度ということですね。

例えば、経営者は疑問が同じだなと思うのは、先ほどの不動産の林さんが言われていた床面積のところ、総量規制と絡むのかどうかという話をさせていただきましたけれども、私もそこを提案の中で疑問に思っていた内容ですけれども、話は逆で、私は総量規制がないなりに床面積がふえたから規制が緩和されるよとか、そういう話はないだろうと。もっと明確に、総量規制の上で床面積が広がったときも削減できるような体制、政策にするというような、そういう形をきちっと出すべきではないかというふうに思います。

以上です。

○司会（花木教授） E S C O推進協議会。

○村越（E S C O推進協議会） 1人3分というのを、守っていきたいと思います。きょうの議論をきいておきますと、平行線かなと特に思います。

要するに、規制ありきではない方がよいという考え方と、規制を導入しないと実効有る対策が進まないという考え方であろうと思います。私は、もう少し具体的に話を進めていかなければいけないと思います。

一つは、第1回でも申し上げましたが、2020年の将来像を出していただければと思います。2020年の東京都はどのような暮らしになっているのかというのを描いていただきたいなと思います。それともう一つは、20%削減するためには、どれだけの技術がどういうボリュームで入って、それには幾らかかるのかということを試算をしていただきたいと思います。第2回ときには東京都から規制をすれば削減の目標は達成するんだと、ディーゼルでは成功していると、我々には成功体験があるからそういう積み上げは必要ないんだというお答えでしたけれども、積み上げの検証がないと、計画としては不安定なものになるであろうと思います。

したがって、2020年までにどれだけの技術が入って、その時に東京都の床面積はこのぐらいになるといった青写真や、その時の企業の活動に与える影響、他県に与える影響、東京都の財政は、家計はこうだというような像をまとめていただきたいと思います。

それから、排出権の問題に関しては、前に申し上げましたように、経済的なインセンティブになり得るかどうかが大きな問題で、それは価格にあり、2,000円、3,000円では省エネルギーに対しては、経済的には限定的ですから、どう評価していくのか、あるいは実行プランをお示しいただきたいと思います。

ここからは私どもESCO推進協議会がぜひ東京都さんと一緒にやらせていただければと思っているものが2つございます。

1つは、金融政策です。金融に関しては、我々非常に期待を持っております。東京都さんがこれからおやりになる中小企業を中心とした金融政策は、非常に重要です。少なくとも技術的なリスクはESCO事業者がとるわけですから、金融機関との協調関係ができると思います。また、ESCO事業というのは、省エネルギーのサービスとともに金融のサービスもしていますので、我々の会員と一緒に議論をしながら、どういう金融制度にしていったら使いやすいのか、どれぐらいのボリュームが要るのかということぜひ一度議論させていただければと思います。

それから、もう一つは、東京都の所有の建物に対するESCO事業の促進に対しても、もう一度議論をさせていただけないかなというふうに思っています。今、地方自治体が行っているESCOの調達方法は、大阪府と一緒に我々も参加して開発した訳ですが、調達方法を簡便化して、スムーズにESCO事業が入るような制度の方法等について、JAESCOの会員と一緒に議論をさせていただきながらつくっていききたいなというふうに思っております。

最後に、経団連が共産主義じゃないかというご発言が御座いましたが、これはちょっとカ

バーしておきたいと思います。

日本のエネルギー消費量の伸びは、産業部門が一番低く伸びておりません。伸びているのは家庭、業務、運輸部門です。産業用部門のエネルギー消費が伸びていないことは、一定の成長を実現しつつこれまで日本の温暖化対策に大きく貢献してきたところでございます。その屋台骨が経団連の自主行動計画です。そういう意味で自主行動計画が評価をされていると思います。ですから、これを称して共産主義というのは、余りにもかわいそうだなと思います。そこだけは、フォローさせていただきたいと思います。

○司会（花木教授） F o E - J a p a n さん手を挙げておられます。関係するなら今の方がいいですよ。

○瀬口（F o E - J a p a n） 私も、経団連さんを初めとした事業者団体が出された意見書というのを拝見させていただきましたが、やはりそこに名を連ねていらっしゃる事業者団体もあるということ、またそこに名を連ねていらっしゃる事業者団体に属する会社の中にも、実際に私どもといろいろお話をしている中で、東京都の削減義務化は支持する、とおっしゃっているご担当者もいらっしゃいましたので、産業界の方々も決して一枚岩ということではなく、いろいろ揺れていらっしゃるのだな、受け取っております。しかし本日の発言の中で、経団連さんも不動産協会さんも、議論をしていきたい、とおっしゃっていましたので、それは非常に歓迎したいなと思っております。そのときには、E U - E T Sではなく、東京都の出している案について議論していくことになると思うんですけども、もしそれが受け入れられないということであれば、代替案というものを出していただきたい。

その代替案を議論する際、まず、東京都が掲げています2020年までに25%削減という目標は、非常に今の世界の状況を見れば妥当な目標であると考えます。といいますのも、昨年ハイリゲンダムサミットで、安倍前首相が、世界では2050年までに半減すべきであるということ提言されております。しかし、日本という国が自分たちでどれだけ削減するかという長期的な目標はまだ言及されておられません。今年洞爺湖サミットが日本で開催されて、日本が議長国を務めるということになりますと、バリでの悪いイメージを払拭するためにも、日本が中長期的な目標を言及しなければならない時はそう遠くはないと考えます。

その際に、2050年に世界で50%ということは、日本が30とか40ということは決してあり得ないと思いますので、先ほど申し上げた東京都の2020年に25%という目標は非常に妥当であり、国に先がけて出しているということです。それを私たちは支持したいと思いますし、そのことについては、事業者の皆様も支持されているかと思えます。そしてこれまでそれぞれ

の事業者が、排出量をここまで増やさずにやり続けてこられたことは非常に評価されることだと思ふんですけれども、増やさないということではなくて、やはり減らさなければならないということなので、2020年に25%の目標をいかに達成するかということで、ぜひ、今ここに出されている案を上手に議論していただければと思います。

○司会（花木教授） ありがとうございます。

さっきから太陽光発電さん、手を挙げていらっしゃいますので。

○杉本（太陽光発電協会） 今回、政府合同部会で温暖化対策の追加措置ということで3,500万から3,600万トンの削減がなされたこと、これはある意味、非常に評価されることだと思いますが、対策措置の中心となっているのが、自主行動計画であり、特に家庭部門や、さらに先駆的な企業努力が入っているということで、先ほどからの議論にもありますとおり、削減量が担保されていないところが一番の問題と考えます。その意味では、一律キャップということではなくて、ある意味産業界からも歩み寄って、新しい東京のヨーロッパ方式にはないやり方ができるのではないかというふうに私どもは思っています。

特に、我々 太陽光発電協会では、家庭での再生エネルギーの導入促進という立場から、東京都が今回打ち出された再生エネルギーの導入に関しましてはインフラ整備に対して、協力していきたいと思っております。

○司会（花木教授） ありがとうございます。

さっきから太陽光発電さん、手を挙げていらっしゃいますので。

○杉本（太陽光発電協会） 今回、政府合同部会で温暖化対策の追加措置ということで3,500万から3,600万トンの削減がなされたこと、これはある意味、非常に評価されることだと思いますが、対策措置の中心となっているのが、自主行動計画であり、特に家庭部門や、さらに先駆的な企業努力が入っているということで、先ほどからの議論にもありますとおり、削減量が担保されていないところが一番の問題と考えます。その意味では、一律キャップということではなくて、ある意味産業界からも歩み寄って、新しい東京のヨーロッパ方式にはないやり方ができるのではないかというふうに私どもは思っています。

特に、我々 太陽光発電協会では、家庭での再生エネルギーの導入促進という立場から、東京都が今回打ち出された再生エネルギーの導入に関しましてはインフラ整備に対して、協力していきたいと思っております。

○司会（花木教授） グリーンコンシューマー東京ネットさん。

○善財（グリーンコンシューマー東京ネット） 最初に、まず、事前に遅くなりましたが自

分の意見書を出させていただいたんですけれども、事務局の手違いで文書が届かなかったようです。申しわけありません。なので、意見書に関して簡単に言及して、あと意見を言わせていただきます。

内容は、東京都さんの方針を支持しますというところで意見書を出させていただきました。自主的な取り組みをこれまでしてきた中で、削減されていないというところで、総量的に規制をするという計画を立てていくのが、絶対に必要なのではないかと考えています。

また、バリ会議でも見たように、実効性のある提案が何もできない日本の政府にかわって、日本全国に影響を与える可能性を秘めた東京都の政策というのがとても大事になってくると思うんです、これからの社会を考える上で。ですから、実効性のある制度にするための議論をこの場でというか、これからしていっていただければと思います。産業界の方にも、ぜひぜひそれをお願いしたいと思います。

私は、グリーンコンシューマーという立場で、今成長期にある小学生、中学生などと環境学習にかかわっているんですけれども、子供たちからは、アル・ゴアさんとそれからIPCCがノーベル平和賞を受けたあたりからでしょうか、頻繁に、まだ間に合うの？という質問が出ます。どう間に合うのか、私たちはどう答えたらいいのか、とても苦慮するところでもありますけれども、我々だけが変えていたのではだめ、ただ単に努力をする、今の生活をどう変えるかではなくて、10年後、20年後、どういう世界になってほしいかというところから考えて今何をするか、それが必要なんだよということを言うに過ぎないんです。このテーブルについていらっしゃる方たちにも、今ご自分のスタンスを踏まえて発言をなさる、考えるのではなく、我々の次の世代がどうなっているかというところを考えた上で発言をしていただける、考えていただけるととてもいいなと思います。

あとは、企業さん、それぞれ立派な、我々のネットワークにもCSR報告書、いろいろ送ってきていただいています。皆さん、取り組みが非常に素晴らしいので感心してますが、きょうも日本製紙を初めとする製紙業界が古紙の混入率を詐称していたというところで大きな問題になっておりましたけれども、実態はどうか、本当にやっつけているのかというところが、私たちに見えてこない。削減がされない限り見えてこないというところで、もう少ししっかりとした政策に頼って、それをよりよい政策にしていく方向で議論がなされることを期待します。

○司会（花木教授） ありがとうございます。

東京商工会議所さん。

○西堀（東京商工会議所） 私の方から、まさに日本の、あるいは東京の産業の下支えをしている中小企業という視点から少しお話し申し上げたいと思っております。

その前に、これまで産業界が経団連さん中心に行ってきた自主的な取り組みによって、一定の成長を維持しながら産業部門の温室効果ガスの排出を削減したということは事実でございまして、そういった自主的な取り組みを否定するような論調だけはぜひ避けてほしいということを冒頭に申し上げておきたいと思えます。

それと同時に、地域における温暖化対策は非常に難しいものかと思えますが、総合的な都市政策について横断的な調整を行なうとともに、より効率的な都市づくりを進めるという観点からさまざまな施策を講じていただきたいと考えております。時間の関係もございまして、4点について簡潔に意見を述べさせていただきたいと思えます。

まず、自主的な取り組みによる削減についてでございますが、今回規制の対象となっていない大企業、あるいは中小企業、家庭からの排出が全体の8割を占めているわけございまして、これらの排出削減についても、自主的な取り組みが求められており、それぞれに排出削減の責任がございまして。全体の8割の排出主体に対しても排出削減に向けた取り組みを進めるべきであるという強いメッセージを東京都から送る必要があるのではないかと考えております。

特に、規制を受けていない主体の削減量に対する実効性を確保するということが非常に重要でございます。厳しい規制をかけながら、それ以外の部分で排出量が増加してしまえば、何のための規制だったのかということにもなりますので、そういった規制を受けない、これまで余り議論になっていない排出主体への行政施策を早い段階で明らかにしていくべきではないかなというのが1点目でございます。

それから2点目に、地域における各主体の連携ということについてでございます。東京都では、「地球温暖化対策推進ネットワーク」を立ち上げ、中小事業所に対する温暖化対策の支援事業を行なっております。たまたま私がその会長を務めておりますが、こういった組織の活用、あるいはもう少し広域的、総合的な温暖化防止のための新たな組織づくりも含めて、地域のネットワークの力で温暖化対策を進めるような体制づくりが必要ではないかと考えております。

東京商工会議所でも、会員企業の従業員の方のみならず、一般の方も対象にした環境社会検定というのを実施していますけれども、今後、地域全体で温暖化対策を進めていく上で人材の育成も非常に重要になるわけございまして、そういった活動に対しての支援も必要で

はないかと思っております。

3点目が、科学的な根拠に基づくデータを明らかにしていただきたいということでございます。今回、大規模排出事業所全体の削減義務量がどのくらいになるのか、個々の削減義務量はどのように設定されるのか、あるいは排出量取引制度の運用方法といったようなことなどについて、詳細が今の段階で明らかになっていないことから、さまざまな不安が払拭できていないと考えております。前回のステークホルダー・ミーティングにおきましても、2020年25%削減ということに対する明確なご説明根拠がなかったかと思っております。こういう状況の中で具体的に条例化を進めていくというのは非常に難しいのではないかと考えております。今後は、目標の設定や割り当てに関する科学的根拠に基づく具体的なご説明と、必要なデータなどの資料の提示をしていただき、その上で排出削減のための合理的な手法について、論議を深めていただきたいと思いますと思っております。

最後に、中小企業の取り組みを支援する制度に関してでございます。今後、温暖化対策を進める上で、中小企業の省エネ対策というのも非常に重要な位置づけになってくるかと思えますけれども、省エネ設備等の導入を促進するような助成措置、税制優遇といったようなきめ細かな支援も当然求められてくるのではないかと考えております。そういったことに関する考え方、中小企業が自主的に対策を行なうための施策の案といったものをお示しいただければなと思っております。

今回の資料に、中小企業の排出量取引制度への参加について言及されており、実際に中小企業が省エネ対策を行なって削減した排出量について、取引されるとなっておりますが、具体的な取引量などは、非常に不透明でございます。中小企業が早期に取り組むための確実なインセンティブとするためにも、削減した量を、例えば東京都なり第三者機関が評価して、それを買い取ることで、きちんと地域内で排出総量を削減できるような仕組みづくりも整備する必要があるのではないかなと思っております。

以上、4点を対策ということで申し述べました。

○八谷（日本自動車工業会） ちょっと今までの論議から離れたところでコメントさせていただきます。資料2の3ページ目でしょうか、自動車社会の話が載っております。低公害かつ低燃費な自動車の導入・使用促進ということで、低公害車というんでしょうか、あるいは低燃費というこういう車を、今次世代自動車というような表現で国も一生懸命普及、促進を図ろうとしております。けさほども、クリーンディーゼル乗用車普及促進協議会というのがございまして、鴨下環境大臣、甘利経産大臣、それから国土交通省の松島副大臣、3

大臣がおそろいの中で、クリーンディーゼルを今後普及させていこうじゃないかと、こういう動きがございます。

ディーゼルエンジンですと、長距離乗ると非常にガソリンエンジンとの差でCO<sub>2</sub>が随分減ると、2割から3割ぐらい減るわけですけども、そういうことで地方の代表で北海道知事も一緒に入っているんですけど、ぜひ北海道を普及させたいと、こういう話をされてきました。

3ページ目の東京都さんのこの資料を見ますと、クリーンディーゼル乗用車というのは一言も載ってなくて、ちょっと国の対応と少し違うのかなと。前回はディーゼルエンジンの話で、ちょっと私言及しましたけれども、東京都さんが大型のディーゼルエンジンをほとんど殺してしまったというんでしょうか、生き返らせていただいたというんでしょうか、イニシアチブをとっていろいろと規制をしていただいおかげで、乗用車はもうほとんど絶命種になっています。それを今復活しようと思って、かなり高度な技術を使った乗用車のディーゼルエンジン、これをことしの後半ぐらいから各社出し始める予定になっております。

そういう中で、決して東京都で都会の中だから近距離しか走らないということではないと思うんです。東京を拠点に長距離を走ってまた戻ってくるという車も多分にあるかと思えます。そういうことなので、ぜひ国の動きと連動してクリーンディーゼル乗用車というの、ここの中にぜひ入れていただければなど、こういうふうに思うわけでございます。

それから、経団連の資料といいますか要望書の中に、日本自動車工業会は名前を連ねていませんが、私も余り深い理由を承知してないんですが、先ほどからそういう話があったものですから、一言コメントしますと、ほとんど日本の自動車産業で、東京都でオペレーションしている会社がなくて、本社が東京にあるという会社だけがほとんどなので、そういう意味で余り大きな影響がないということが一つあると思います。

そういうことがあって、産業が自主行動計画というのを今まで進めてきて、それはできることしかやらないんだというような意見が先ほどございましたけれども、できないことはできないです。できることを一生懸命やるというのが、私どもの誠意ある姿勢だろうと思えますし、結局できることというのは、環境をよくしながら、なおかつ私どものお財布も考えなければいけない。お財布というと、非常に自分の利益みたいなところについて考えがちな方が多いだろうと思うんですけども、私、経営者ではありませんけれども、最終的には従業員の雇用という、これを守らなければいけないというのが経営の基本だろうと思うんです。株主さんへの配当ももちろんそうですけれども。

そういう意味で、お財布を無視して、金さえ払えば何でもいいんだと、できるんだと、やれと、こういうのは多少暴論だろうと思っています。ですから、そのバランスというのが非常に重要で、自主行動計画というのはそういう中で一生懸命できることを精いっぱいやるという姿勢で今まで来ていますので、ぜひ評価いただければなと思っています。

以上です。

○司会（花木教授） 「環境・持続社会」研究センターさん。

○足立（「環境・持続社会」研究センター） 自主行動計画については、真剣に取り組まれている企業も決して少なくないと思います。工場等で省エネ等に日々努力されている方々も多数いらっしゃいます。それを否定してはいけません。ただ、自主行動計画があるからすべて産業界が本当に真摯に努力している、ということにはならない、ということです。

できないことをやれ、というのは無理だと確かに思います。しかし、できそうもないことをやろうとするから、技術革新も起こるのです。企業の方というのは、企業間競争の中で、できそうもないことでも他社に先駆けてやろう、といつも努力をしていらっしゃると思うんです。絶対できることしかやらないというのではなくて、手が届かないかもしれないけれどもやろう、という気概が、CO2削減には必要です。

また、本当はCO2排出削減がもっとできるのだけれども、やっていないという企業さんはないのでしょうか。逆の言い方をすれば、自主行動計画があるからすべての業界・企業がちゃんとやっているとどうしていえるのでしょうか。日本の全ての企業・事業所を綿密に調べあげているのでしょうか。経団連自主行動計画には、入っていないところもあるわけです。甘い目標設定をしている業界・事業所や自主行動計画に入っていない事業所も含めてやっていくんだ、というのが、東京都が進めようとしている制度だと思います。

先ほどから必要性が指摘されている大幅削減が自主行動計画だけでできる、というふうに企業の方々が本当に思っているのか、というと、私はそうではないのではないかと思います。もしできるというのであればそれを証明することが、自主行動計画を推進し、東京都の制度に反対されている方の、地球温暖化による甚大な被害を受けるであろう将来世代に対する責務だと思います。それができないならば、「残念ながら」、というのは企業の自主的取り組みだけでできれば本当に理想的だと思うので残念なのですが、こうした制度を政府が導入せざるを得ない。真剣にはCO2削減に努力していない企業・事業所の方を、別の真剣にやっている企業・事業所の方が、あなたのところはやっていないのだからといって、真剣にやらせる、などということではできないのですから。一生懸命やっていない企業さんには、

政府の方に頑張ってもらって努力を促していただくしかない。その意味でこの制度は不可避なのだと思います。そこで、導入を前提にして、どのような制度を構築するか、が重要だと思います。

ただ、政府のやることに対して不信感があって、なかなか制度が動かないところがあると思います。私は前回の会合で、東京都に制度内容の詳細を示してください、と申しあげました。それに応え、今回の資料の中に、かなり制度の内容が盛りこまれていると思います。もちろん、その内容は完璧ではないと思います。しかし、新しい制度というのはつくりあげていくしかないのですから。経団連さんの一つ一つの意見に対しても、真摯に東京都さんは取り組まれ応えています。私はこれまで行政とつき合って、何だいい加減だな、と思うことも少なくなく、そのような政策担当者に変な形で環境税や排出量取引を入れてほしくないな、と思う場面もありました。ただ、努力している東京都をここは信頼して、応援していくというふうにしていかないといけないと思います。甘い目標設定をする業界や目標設定をしない業界にも削減を促すことは、NGOや産業界だけでは難しいのですから。経団連さんの資料は、反対のための反対、という資料になっているのではないのでしょうか。その中身に一々反論しようと思えばできますけれども、それは敢えてしません。

もっとも、経団連さんの資料の中にも的を得ている反論もあると思います。例えば、国際競争力への懸念は、その通りだと思います。それに対しては、国際競争力に配慮する形にしようとう東京都さんはもちろん考えていらっしゃると思いますし、そうした制度内容にする義務が東京都さんにはあると思います。反対のための反対をするのではなく、制度導入をまず前提に、情報・意見をインプットしていくという形に、産業界の方にはぜひ考えていただきたいと思います。

以上です。

○司会（花木教授）　ありがとうございます。

さっきから手を挙げておられます、飯田さん。

○飯田（環境エネルギー政策研究所）　これは今、メディアの方が勘違いして帰らないように、ちょっとコメントしたいと思ったんですが。影山さんとESCO推進協議会の方が平行線というふうにおっしゃったんですけども、意見の数で赤勝て、白勝てという、それで平行線だという話というのは、若干議論が巧妙に流れていってしまって、今足立さんの話にもありましたけれども、きょう東京都が出された資料というのは非常に見事で、実は私もこれはいいと思うんですが、ちょっと時間おくれだったんですけども、中間審でここまできちんと論評できていなかったんですけども、経団連が出されたメモに関して、ことごとく論

破しています。いわば、平行線じゃなくて、論破した上で次のステップということになっているということを、メディアの方はきちんとそれを理解していただきたいと思います。決して平行線じゃないということです。

2点目に、自主行動計画に関する誤解というのがあって、先ほど経団連の方が10年前からやっている、まさに京都議定書の前から、1997年の6月でしたよね。そこから、まず京都会議で日本はプラスマイナスゼロで臨んで、マイナス6%が決まったのにもかかわらず、変わらなかったんです。ましてや、去年IPCCのレポートも出て、状況がこれだけ変わっているのに、変わっていない経団連自主行動計画というのが、まず非常に見直さなきゃいけない時期であるということが、はっきりと時代状況としてあるということです。世界全体の知見なんかも変わってきているということです。

それから、合同部会等でも我々何度も自主行動計画の不透明性、それから指標の特にわからないとか、そして省エネ目標すら達成していないのが39業種中35業種もあるとか、そもそも日本はわずか180の事業所で50%の排出を削減しているにもかかわらず、それがふえなかったというのは、いわば当たり前であって、むしろ新しい規制を導入しなかった、しないこと、することで不公平になるという指摘がありますけれども、むしろ新しい規制というのは規制にそもそも誤解があって、規制というのはルールなんです。新しいルールをつくって、初めて透明な公平、今まで不公平だったものを公平にするという、そういう視点の転換を経団連の方もきちんとしていかないと、時代から完全に切り残されていくんじゃないかというふうに思います。

もう一つ、技術革新の話であります。これは、前回も申し上げましたが、マイケル・ポーターが世界百何十カ国を全部サーベイして、彼はまず厳しい環境規制、もちろん適切にデザインをされた厳しい環境規制を他国に先駆けて導入した国は、動的な、ダイナミックな意味でのイノベーションは、むしろ競争力が非常に高まる。それは、従来の政治的に、規制を導入するとコストが上がるので、マイナスになるということだと、総合的に分析をすると、それはイノベーションの効果によって、むしろ利益を得ることができるので、これイノベーションオフセットとされる。それも百何十カ国を分析して、すべてそれをことごとく当てはまると、細かい事例もいっぱいあるんです。

日本の自動車工業会は昔、日本版マスキー法で、まさに勝ったのはそれですよ。今、まさにそういう時代であるにもかかわらず、皆さん方がおっしゃっているのは、逆に日本の競争力をおとしめるようなことをおっしゃっているのではないかというふうに、我々としては

非常に心配するわけです。

そういったわけで、むしろここは具体的に次の一步、いろいろ皆さん、技術何があるんだとか、どれだけ費用がかかるんだというのは、具体的に制度設計する中で初めて見えてくるというものがあるわけです。アメリカでは、USキャップという、むしろ企業が厳しい規制を求めるとというのが去年の9月に立ち上がったと思いますが、東京都のこの規制を求めて立ち上がる企業、東京キャップとか、あるいはジャパンキャップという、そういう企業をもっとどんどん出てきてしかるべきじゃないかと。そういう時代じゃないかというふうに思います。

これだけ丁寧に説明されているルールに、むしろ日本全体でなくて、東京だけで実験できると、経済界にとって非常にチャンスというふうに思って、ぜひ前向きに、もう論破されているので次のステップ、今度は具体的にどういう制度設計しようかと、そういうステージにぜひ経済界の方も入っていただきたいというふうに思います。

○司会（花木教授） ありがとうございます。

では、短めに。

○平田（気候ネットワーク） もし時間があるなら、都筑さんが投げられた質問に事業者の方、お1人でもコメントいただけるとうれしいと思うのと、またもしお時間があるのであれば、私は日本百貨店協会さんと日本ホテル協会さんにご質問をしたいと思うんです。

というのも、温暖化対策ということに製造業に着目されるわけですがけれども、今回どの部門の対策だということと、中でも2つの業界は接客業なので、今でもいろいろなお客さんのニーズに合わせて歯ブラシを普通にしたり、タオルを使わないのがなかったり、あるいは百貨店さんでは、温度調節をしたり、風呂敷を売ってみたりということで、お客さんのニーズに合わせて環境対策をとられていると思うんですけれども、仮にこの制度が導入されたとすると、私たちはこの削減義務を達成するためにこういうことをやります、あるいはこういうことにご協力くださいということで、直接お客さんに対して説明しなければならない、あるいはアピールするということになると思うので、これはその業界で削減するというだけでなく、都民に対して広く意識啓発をするすごく重要な機会なんじゃないかというふうに思っていますので、この反対意見に名前を連ねていらっしゃるようですがけれども、こういった総量削減に向かっていくということは、非常に重要な意味をこの2つの、特に都民の方と接する業界ということで、私はここの波及効果ということで、すごく期待しておりますので、ちょっとお考えをもしお時間があればお伺いしたいです。なければ、その期待だけを

申し上げておきたいと思えました。

○司会（花木教授） 大分時間が来ていますので、実は2人の学識経験者の方にきょう来ていただいて、これまであえて多分黙っておられたと思うんですけども、最後にこのお2人の方にそれぞれの立場からご意見を伺って、東京都からコメントをお返ししていない部分もあるので、東京都の方からコメントをいただいて、きょうはこれで終わりということにしたいと思えます。

どうでしょうか、西岡先生から先に。

○西岡（国立環境研究所参与） 3点申し上げたい。

1つは、間に合うのかという話がありましたけれども、私はもう間に合わない、もうかなり手遅れだと思っております。むしろ科学がちょっと遅れている。皆さんが本当に危ないと気がつきたいまごろになって、温暖化が進んでいるという話をするのは、ちょっとたるんでいるのではないかなと思っております。これは学識経験者の範囲を一步外れて言っております。

それで私は、東京都の取り組み全体として非常にありがたいとその面から思っております。特に、最初の目標のところ、総量を確実に減らすということはずっと貫いておられるということ、それから取り組みを進めた事業者をきちんと評価する仕組みを考えている。私は一番大切にすべきは4番目の東京の活力を高めること、それから誇りをもてるまちにすること、これは都民として言っていますけれども、今都市全体として考えてみますと東京は地下鉄が80周年を迎えたぐらいで、公共交通がうまく最初に入っていて、全体としてのCO<sub>2</sub>排出は交通面では比較的少ない。東京が世界のいいモデルになるように、ぜひお願いしたい。それから、活力という観点なんですけれども、新しい低炭素社会に向けて今競争が始まった、世界じゅうで競争が始まったんだという、覚悟をこの時点で決めなければいけない。そこでどう勝ち抜くか。都市としての活力、産業、これも全部含めて変わるということを念頭に置いた方がいい。ぜひこれを機会にさらに活性ある東京にしてもらいたい。

2番目ですけれども、もう少し具体的な政策、仕組みをつくってほしい。今、中央の審議会でもそうですけれども、どうも二者択一で、取引を入れるのか入れないのかというようなことばかり、税金のときは税金を入れるか入れないかということを書いて、全体のデザインが全然示されない。これではだめで、かなり東京都の計画というのは進んだように思われますけれども、例えば今日多くの議論が出ました。自主的取り組みのいいところをどう取り入れていくか、イギリスなどではあらゆる政策のミックスでもって、どうやる気を引き

出していくかということのを常に考えた政策のパッケージができておりますけれども、ぜひそういうものにまず深めて、それからさらに議論してもらいたい。

しかしながら、私は時間は余らないと思っておりますので、そのあたりを密に、それから十分熟慮した計画にしてもらいたい。

3点目。最終的に力を持つといいましょうか、企業を動かすのは東京都民自身です。その点についてはちょっとこの書きぶりでは足りない。例えばビルのオーナーの話にしても、それから自動車の廃車における売り手、買い手の関係とか、需要者の意向を取り入れることによって、さらに上部構造を動かすほうへ向かっている。だから最終的には都民がどれだけ節減するか、どれだけ蛍光灯を使うかということが企業を動かす。これが全体としていつも大きいわけです。私どもシナリオをつくって計算していますが、半分が需要側のエネルギー削減によって減らせる。だから都民に対する働きかけ、あるいはもう少し都民も何かの形で義務を負うような形があってもいいのではないか思っております。

○末吉（国連環境計画金融イニシアティブ特別顧問） 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

きょうの議論をお聞きしまして、いろいろなことを感じました。議論も非常に進化しているといいますか、お互いの違いも含めて理解が深まっているということでは大変よかったと思いますけれども、ただ、ややもすると技術の我田引水みたいなものが始まっているなという気もするんです。ですから、もっと知恵のある議論とか知恵のある結論、システムをつくらうということで、もう少し違った視点が必要かなというふうに感じました。

私は、今学識経験者のグループに入っておりますけれども、決してそんなものじゃなくて、私もともとサラリーマンでありまして、ビジネスの世界にいました。そういったような視点を踏まえて、幾つかのキーワードを申し上げますから、きょうこの部屋におられる皆様方がこの問題をもっと深刻に、かつ真剣に考える上でぜひ何かの役に立てていただきたいということで幾つかのキーワードで申し上げます。

まず1つは、やはり危機感であります。センス・オブ・アージェンシーであります。この危機感なきところに深い議論は絶対進まないと思います。ですから、その中で一つ申し上げれば、ザ・モア・ザ・ベターの世界は終わったんです。きのうよりもきょう、きょうよりもあした、CO<sub>2</sub>を少しでも減らすことがいいという時代は終わったんです。

今の西岡先生のお話を聞くまでもなく、ここまで絶対的に落とさないといけないんだという時代になったんです。その絶対量を確保するというところへの覚悟がないとだめなんじゃない

ですか。

それから、規制が反対がたくさん出ておりますけれども、これはだれもそうですよね。自分の都合のいい規制は受け入れるんです。都合の悪いのはノーだと言うんです。戦後の日本経済の発展を考えたら、規制ゼロでやってきたんでしょうか。違いますよね。さまざまな業界を守ったり何かするために、輸入規制、輸出規制、さまざまな規制があるじゃないですか。今だってありますよ。ですから、要らない規制はこれからディレギュレーションでなくなっていきますけれども、21世紀を地球社会どうしようかとすることに必要な新しいディレギュレーションがどんどん入ってくるんです。ディレギュレーションも同時進行で進みます。

それから、2番目に、予防原則であります。我々がこれから取り入れようとする制度とか仕組みとか手段が、当初から100%完全無欠じゃないと受け入れないということで物事は変わるんでしょうか。世の中は変わるんでしょうか。現実には、我々が今取り入れているシステムや社会制度は、当初から完璧なものだったんでしょうか。必要性に応じて、不完全であっても取り入れて、それを取り入れることこそ意味があるんだと。それを取り入れたからこそ、社会の考え方、人々の考え方が変わっていったんじゃないかと、そういうようなことの歴史から我々は何を学ばばいいんでしょうか。

それから、先ほど競争の話がありましたけれども、プライスメカニズムであります。世界は、カーボンのプライスを価格メカニズムの中にどう浸透させようかということで始まっているんです。日本のビジネスであれ、地方自治体であれ何であれ、このプライスメカニズムは変わるんです。それに我々はくっついていなくていいんでしょうか。

サルコジ大統領は、環境ニューディール政策の中で次のようなことを言っています。ミディオ化、平均的なことをやるのがフランスの目的じゃないんだ、リーダーになるんだと。しかも、そのリーダーになるためにやる政策によって雇用をふやしますよと。何万人どこでふやします、どこで何万人ふやしますと言っておりますし、ヒラリー・クリントンは、みんなでブルーカラー、ホワイトカラー、グリーンカラーをつくろうじゃないかと、そういう新しい雇用を生もうじゃないかということをやっています。こういう競争に入らなくていいんでしょうか。

それから、次の言葉は、短期主義であります。もう短期主義はやめようというのが世界の流れであります。目先のこと、短い期間のことで損得を図る短期主義はもうやめようじゃないかと。それにはもうグッバイなんだと。我々は、もっと長期の目を持とうじゃないかと、遠くを見ようじゃないかということでもあります。ですから、短期主義にお別れをして、長期

主義で遠くを見て物事を考えていこうということでもあります。

それから、もう一つは世論なんです。あるいは、大きなステークホルダーということ言っていていいかと思えますけれども。このところ行われている日本の新聞社の世論調査を見ても、明らかに日本国民のこの問題への意識の高さと、何か規制でもいい、負担でもいい、そういったものを入れてまでも対応すべきだというふうに変わっているんじゃないでしょうか。ビジネスは、絶えず消費者は神様だと言っています。消費者が変わるんです、変わり始めたんです。あるいは、消費者をそういう方向に持っていく必要があるんじゃないんですか。日本の消費者が変わらなければ、世界の消費者が先に変わります。変わり始めています。そういう中で、どのような競争をしていくのかということでもあります。

それから、次のキーワードは公平性であります。あるいは自主性と言ってもいいと思えます。公平性というのは一体何でしょうか。ここに、15の業界団体の名前が出ておりますけれども、すべての企業が同業者の中よりも半歩でも一歩でも先んじて、新しいビジネスチャンスをつかんで成長してきたんじゃないでしょうか。ほかの企業に競争、他社におくれをとることこそエグジットを迫られるということやってこられたんじゃないでしょうか。そういう公平性は、どうして考えておられないのでしょうか。業界団体ではなく、個社が自由にこれは極めて重要な企業の長期戦略であります。その判断をなぜ個別企業にレッセフェールで、自主性を尊重して任せないのでしょうか。なぜ業界団体で一緒に行動する必要があるのでしょうか。

海外では、新しいことにアーリームーバー、早く取りつく人こそ最もメリットを受けるんだということをやっています。日本の企業も恐らくその実践者だと思うんです。そういったような企業の自主性、公平性をどうお考えになるのか。これはあえて申し上げますと、株主から見たら、もっと早く動ける企業が業界団体の縛りで動けないというのは、極めて不可解です、不合理であります。例えば、私などいつも頭の中で株主代表訴訟が起きたらどうするんだらうぐらいに考えております。

それから、さらにそのところで1点だけ申し上げますと、投資の世界ではインデックスというのがあります。よくご存じだと思うんですけれども、ある企業のグループをつくりまして、そのグループの中に入る企業が業績のいいところを入れます。そうしますと、全体の株価の指数が出てきます。それがどんどんよくなると、その株を買うわけです。従来は、環境の世界で言えば、ごく一般的な環境でよくやっているところを入れた環境インデックスというのがありました。でも、今現実にクライメイト・チェンジ、気候変動を株をピックアップ

プする大きな指標、唯一の指標にしてインデックスをつくるという動きが始まっております。しかも、その中にこのようなことが書かれております。

世界で、例えば200社選ぶ場合に、その企業が属している国とか、あるいは世界がCO<sub>2</sub>削減に取り組もうとしているのにそれに反対する企業は、このインデックスに入れませんと書いてあるんです。こういったことが世界の現実で始まっております。ということを考えますと、企業の自主的な競争力をそぐようなことは、本当にいいんでしょうかという話であります。

最後になりますけれども、なぜ地方自治体が動く必要があるのか。地方自治体とは何だろうかというキーワードであります。これは、私いつも読むたびに感動するんですけれども、ニューヨークを初め多くの州がアメリカで訴訟を起こしております。彼らはなぜ訴訟を起こしたのかという理由に、次のようなことを言っております。

例えば、ニューヨーク州の当局者の責任は何だろうか。これは明らかにニューヨーク州民の生命、財産、自然、環境、経済、そして子供の将来を守ることこそ、ニューヨーク州の当局者の責任であると。だから、その責任の名のもとにおいて、ニューヨーク州民の生命、財産、子供の将来を守るために行動をとるのは当然のことである、自分たちに与えられた権力を使うのは当然のことであると言っているわけです。

ということで、訴訟に出しておりますけれども、私はこの東京都の今回の方針については、最大のステークホルダーは、東京都民であろうと思います。としますと、例えばIPCCが90%以上の確率があって来る危機を伝えているのにもかかわらず、その東京都が東京都民、最大のステークホルダーである東京都民の現在及び将来を守る行動をとらないことこそ、私は行政訴訟の対象にもなり得るんだと。それぐらいのことが言えるのではないのでしょうか。

私はこの問題については、今この会場におられる皆様方が自分たちの子供を自分たちの将来の世代を含めて、将来世代のために何をするかが問われているということでもあります。ぜひ皆さんと議論を深めて、皆さんと一緒に、早い流れになってきましたけれども、大きな川を向こう岸に渡ろうじゃありませんか。向こう岸に渡ったら必ず違う世界が開けます。新しいランドスケープが出てきます。そのランドスケープこそ、すべての人を元気づける新しい世界だろうと思います。ということを私はきょうは強く感じました。どうもありがとうございました。

○司会（花木教授） ありがとうございます。

それでは、東京都の方からいろいろなコメントなり補足をお願いいたします。

○大野都市地球環境部長 どうもきょうはお時間のない中、ありがとうございます。時間が若干、押していますが、最後に、5点ばかりお話し申し上げます。

まず第1点ですが、このステークホルダー会議は、6月の東京都の「気候変動対策方針」をめぐる議論でございますが、冒頭の経団連の方のお話にもありましたように、この方針の中の、都市づくり、家庭、自動車対策での地球温暖化対策については異論がない、協力していきたいというお話をいただきました。これは大変ありがたいことございまして、この中身につきましては、大いに積極的に連携して、進めてまいりたいと思います。

関連して、東商の方からも、「規制がかかるのはいずれしても20%、あと80%がある」ということで、それ以外のところの取り組みがなければ意味がない、というお話がございました。これもおっしゃるとおりございまして、これも気候変動対策方針に書いてございますが、我々も、「気候変動対策に単一特効薬はない」、魔法の杖はないと思っておりますので、削減義務化だけで何かということは思っておりません。したがって、中小企業と家庭の取り組みをいかに進めるか、ということにつきまして、きょう具体的に東商さんから提案された案も含めて、一緒に具体化をしてまいりたいと思っております。これが第1点目でございます。

第2点目でございますが、削減義務の中身に関しましては、まだなかなか率直に言って、共有されていないという状況かと思っております。ただ、本日、議論を通しまして、我々の提案しているのは、何か海外の制度を直輸入しているものではない、ということをご理解いただけたのではなかろうかと思っております。

この点に関しては、先ほど石油連盟の方からもご質問いただきましたので、あえて明快にお話し申し上げますけれども、我々はこの提案を、東京都がこれまで5年間やってまいりました温暖化対策の計画諸制度の具体化、発展として考えております。つまり、削減義務を導入する、削減義務をどう担保するかとして、部分的、補完的にほかの人が削減をしたもの、あるいはカーボンオフセットもあるかもしれませんが、それを使っていいですよ、ということと提案をさせていただいたものでございまして、EUのほうはEUで、また考え方があると思いますけれども、CO<sub>2</sub>削減を進めるために、炭素に価格をつけるという理念から、考えているものではございません。

また、EUの制度を直輸入しているものではございません。そういう意味ではございません。東京の現実を踏まえて、東京のこういう現実を踏まえて創ものである、ということについてご理解願えればと思っております。

3点目でございますが、自主的取り組みと義務の話も、これも第1回からずっと同じテーマで議論を進めております。ここまで、我々の説明が足りないのかなと思っているところもあるわけでございますが、我々は自主的取り組みを否定するものでは全くございません。東商の方がおっしゃったように、自主的取り組みがなければ大きな削減はできないと思っております。ただ、今のような枠組みで自主的取り組みだけでやるということでは限界があるだろうというのが、我々の認識でございます。

そのことは、「もう少し時間が」というお話もございましたが、これまで5年間の経験でも出ているのではなかろうかと思えます。ですから、我々といたしましては、削減の義務を、ルールをつくりまして、それがいかに自主的な取り組みと両立するのかというようなことを、もう少し具体的にお示しをしてみたいと思っております。

それから4点目でございます。我々の提案は、今のお話とも共通するわけでございますけれども、具体的に制度の姿を、具体化を、してみたいと思っております。国の議論の中では、なかなか入り口で止まっていて、具体化が進んでいかないということがあろうかと思えます。排出削減の義務でありますとか、あるいは取引でありますとか、言葉だけがあって、それを具体的に日本でどうやるのかという議論がない、ということが問題かと思っております。

私どもは、6月に提案をしまして、初めて具体的にどうやって削減義務を構築することができるのか、具体的に提案していこうと思っております。まだまだ、例えば削減の義務率が何パーセントまでとか、確かにまだまだお示しができていない部分があろうかと思えます。ただ、これは我々だけが勝手に考えるわけではございませんので、これにつきましては、きょうのお話踏まえますし、それから前回は熱源の空調機のデータだけを示しましたが、きょうその作業を進めまして、他のものについても具体的なデータを示しました。こういう作業を続けてまいります。

まだまだ足りないとおっしゃる方もいるかもしれませんが、6月に提起をした段階と比べていただければ、いかにこの半年間で具体的な検討を進め、制度の具体化を進めたかわかっていただけたらと思います。この後、本当に合意を形成するためには、我々の方で急いで制度の具体化を進めなければならないと思っておりますので、そういう努力を、いろいろと個別の事業者の方などにもご意見を伺いながら進めてまいりたい、というふうに思っております。

最後でございますが、やはり一番大事なものは、5点目でございますけれども、危機感を共有することだと思っております。そんなになぜ急ぐ必要があるかというご意見もいただきました。まだ始めたばかりじゃないかというお話もございましたが、しかし我々を規定

しているのは危機感でございます。本当にこれは急いでやらなければ時間がないということでございまして、だからないがしろにするというわけではございませんが、しかし、急いで新しいステップへ進んでまいりたいと思っております。ぜひ、これは事業者の皆さんと危機感を共有して、事に当たってまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○長谷川環境政策担当部長 ただいま大野の方から、行政の部分の私たちの姿勢も含めて示させていただきましたが、私の方でちょっと細かなとか、少し補足をさせていただきます。

1つは、審議会について地道な議論がされていないということがございましたけれども、この点、審議会は制度のあり方を議論する場でありまして、またそれぞれの専門家の方々がご自分の知見の中で、可能性も含めて議論いただいているというふうにご理解いただきたいと思います。

ただ、当然地道な制度づくりと、これは心していかなければならないことでございますので、それは私たち行政の立場として、実態を踏まえた制度構築ということを心してまいりたいと、そういう役目であるというふうに思っております。

それからあと、幾つかいろいろな形でメッセージをいただきました。例えば、これはESCOの方から、前にもお話があった金融の重要性、これは確かに非常に重要なことであると思います。そういう意味で、私どももいろいろな形で都庁の財政的なもの、あるいは金融機関との連携、そういったことを探っていきたいというふうに思っておりますけれども、その中で技術的な裏づけ、あるいは省エネの診断だとか、あるいは基準づくりだとか、いろいろなお知恵をかりなければいけないということがあると思います。この点、ぜひとも連携させていただきたいというふうに思います。

それから、順不同であります。都庁の建物についてのお話がありまして、これは我々もきちっと、もちろん勉強していかなければならないし、基本的にやるべきことをやらなくてはいけないということでございます。

また、ESCO協議会の方から、都の所有の建物のESCOの実施についてというお話もありまして、都庁のみならずやっつけていかなければいけないと思いますが、一方ではこれから目指す大幅削減というのは、都庁も含めてこのままではなかなか実現困難であるという部分もあるわけですので、それが可能な枠組みをつくっていくという議論をつくっていくということは、当然ご承知おきいただきたいなというふうに思います。

いろいろございますが、東商の方からいただきました規制の対象外の8割についてということ、これは先ほど大野の方からも申しましたけれども、具体的にも冒頭10年後の東京への実行プログラムでお示ししましたいろいろな施策でありますとか、今回の条例改正の提案も、義務化のみならず中小企業、あるいは家庭、あるいは自動車、あるいは都市づくりと、新築建築物等々ですね、いろいろな形で制度も裏打ちをしていくということもございますし、また具体的な地域での主体の連携というお話もございますけれども、これも具体的に今後速やかに、具体的な連携ができるような仕組みをつくってまいりたいというふうに思っております、その中ではぜひとも地域の主体である東商さんにもご協力いただければというふうに思っております。

それから最後に、これも個別のお話で、自工会の方から、クリーンディーゼルのお話もございました。一言で申しますと、先ほどご紹介がございましたクリーンディーゼル普及協議会、これは実は東京都、オブザーバー参加をしております、私どもの自動車公害対策部長が出席させていただいております。もともと、よくご存じのとおりディーゼル車規制は都民の健康を守るために、きれいな車にしていこうということでございまして、特定の車を排除するといった趣旨で始めたわけではございません。ただ、一方では、今大気の改善という意味合いでは、いまだ都内ではNO<sub>x</sub>の環境基準を達成していない測定局があるとか、そういう問題がございますので、今までご協力をいただいて、都民からも評価されている大気改善の成果を後退させないような形で、ぜひ非常に低CO<sub>2</sub>のクリーンディーゼルについても、いろいろな形で連携をしてやっていきたいと思っておりますし、ぜひお願いしたいというふうに思っております。

以上、補足でございました。

○司会（花木教授） どうもありがとうございました。3回にわたって、ステークホルダー・ミーティング開催させていただきまして、それぞれ立場、あるいはご意見異なるところもあるんですけども、きょうの議論で見えてきたのは、お互いの最終的な目的は同じであるということです。すなわち、CO<sub>2</sub>を減らしたいと。さらに、具体的に、前向きに議論していこうというところは、恐らく認識、共有できているんじゃないかと。CO<sub>2</sub>を減らすのが必要じゃないとどなたも言うておられるわけではなく、その目標は同じなので、将来的にこの日本、世界をどうやって持続可能なものにしていくかとかというところは、恐らく同じだと思います。あとは、手段、どういう方法をとるかというところだと思うんです。

どういう方法でそれを実現するかという面については、東京都の方からもいろいろ検討を

深めるし、また意見もお聞きしてということがありましたので、それはぜひ続けていっていただきたいと思っております。

この3回のステークホルダー会議の最初に申し上げたとおり、3回をもって一応全員が一堂に会するというの是一段落というふうにさせていただきますけれども、また引き続きそれぞれのご意見を伺い、具体的な、具体策を高めるということをぜひしていただきたいというふうに思っております。

また、ひるがえって自分自身のことを考えると、さっき一番大きいステークホルダーは都民だということもありましたけれども、都民としても意識を一段と高く持っていきたいというふうに考えているところでございます。

それぞれまだ言い足りないところがおありかと思っておりますけれども、本日ちょっと時間も越えておりますし、これをもってステークホルダー会議終了とさせていただきますと思います。

あと、事務的な連絡等々でございますでしょうか。東京都の方にお戻ししたいと思います。  
○長谷川環境政策担当部長 花木先生、本当にありがとうございました。なかなか、こういった形の会議というのはない中で、本当にご苦労いただきありがとうございました。

出席者の皆様方、3回にわたりまして大変多くのご意見をいただきまして、ありがとうございます。当事者の皆様による貴重なご意見をいただいて、大変有意義な議論ができたと思います。

ただいま、花木先生のお話がありましたけれども、これまでいただいた意見については、当然ながら私ども気候変動対策全体の具体化に向けて、役立ててまいりたいと思っておりますし、いろいろいただいたメッセージを踏まえて、一緒に協力してやるということもぜひともやってまいりたいと思っております。

それから、特に制度検討、これはもちろん制度の問題だけではなくて、いろいろな施策も絡むわけですがけれども、この制度検討に私ども参考とさせていただくとともに、環境審議会が今条例改正の議論をやっておりますので、条例改正の最終のまとめに向けた議論にも参考とさせていただくというふうにしたいと思います。

ただいまお話がありましたとおり、今回をもってこのステークホルダー・ミーティングについては一旦、区切りをつけさせていただきたいと思っておりますけれども、当然ながら議論を打ち切るということではございません。気候変動対策そのものは都民、あるいは企業、行政、NGOなども含めて、すべての主体が連携して取り組んでいくという必要があるものでございますので、都としては今後も幅広く意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに思っ

ております。

また、特に制度の対象となる事業者の皆さん、これは先ほど不安感の払拭というキーワードもございましたけれども、私どもその点も肝に銘じて、今後もさまざまな形で具体的な意見交換をしていく必要があるものと考えておりますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

○事務局（小沼副参事） それでは、最後に事務局の方からですが、ご来場の皆様方にアンケート用紙の方をお配りさせていただいております。ご意見等ありましたらご記入の上、受付係の方にお渡しいただきたいと思います。

また、現在並行して条例改正事項につきまして、パブリックコメントを実施しておりますが、条例改正事項につきまして、パブリックコメントとしての取り扱いをご希望される場合は、アンケートとは別個に都のホームページ等をご参照いただひいて、パブリックコメントとしてのお手続をいただければと思います。

また、本日のお帰りでございますけれども、既に2階出入り口すべて閉まっておりますので、会場外のエレベータで必ず1階まで降りて出ていただくようお願いいたします。階段等も一部出入り口はもう使えませんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、本当に遅くまで皆様、どうもありがとうございました。

これもちまして、第3回ステークホルダー・ミーティングを終了いたします。どうもご苦勞さまでございました。

午後8時40分 閉会